# 平成十九年厚生労働省令第百四十号

関する省令 険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に 高齢者の医療の確保に関する法律による保

齢者交付金等の額の算定等に関する省令を次のよ 高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 うに定める。 の医療の確保に関する法律による保険者の前期高 年法律第八十号)及び前期高齢者交付金及び後期 (平成十九年政令第三百二十五号) の規定に基づ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七 並びにこれらの法令を実施するため、高齢者

第一章 前期高齢者交付金(第一条—第十六

市町村の特別会計への繰入れ等 前期高齢者納付金等(第十七条—第1 (第

第四 財政安定化基金

第 一節 財政安定化基金による交付事業 二十四条—第二十八条) (第

第五章 第二節 特別高額医療費共同事業(第三十四 財政安定化基金による貸付事業 二十九条—第三十三条) 第

第六章 後期高齢者支援金等(第三十六条—第 四十三条) 条・第三十五条)

第七章 出産育児支援金等(第四十三条の二ー 第四十三条の五)

雑則 (第四十四条—第四十七条)

第一章 前期高齢者交付金

前期高齢者である加入者) (法第三十二条第一項の厚生労働省令で定める

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 高齢者である加入者は、七十五歳以上の加入者 第三十二条第一項の厚生労働省令で定める前期 五十七年法律第八十号。以下「法」という。) 八条の二を除き、以下同じ。)とする。 (法第七条第四項に規定する加入者をいう。 第

(前期高齢者交付調整金額)

第二条 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交 前期高齢者交付金の額をいう。以下同じ。)が 五条第一項に規定する確定前期高齢者交付金の 同年度の確定前期高齢者交付金の額(法第三十 付金の額(法第三十四条第一項に規定する概算

及び附則第二条から第五条までを除き、以下同の二から第四十条の三まで、第四十四条第二項 条に規定する前期高齢者交付算定率を乗じて得 整金額をいう。以下同じ。)は、その超える額 という。)に係る前期高齢者交付調整金額(法 ころにより都道府県が当該都道府県内の市町村 (昭和三十三年法律第百九十二号) の定めると 七条第二項に規定する保険者(国民健康保険法 た額とする。 (以下「前期高齢者交付超過額」という。) に次 第三十三条第二項に規定する前期高齢者交付調 じ。)(以下「前期高齢者交付控除対象保険者\_ 十二条を除き、以下同じ。)をいう。 健康保険にあっては、都道府県。第四条及び第 (特別区を含む。以下同じ。) とともに行う国民 額をいう。以下同じ。)を超える保険者(法第 第四十条

2 付不足額」という。) に次条に規定する前期高 保険者」という。)に係る前期高齢者交付調整 たない保険者(以下「前期高齢者交付加算対象の額が同年度の確定前期高齢者交付金の額に満 (前期高齢者交付算定率の算定方法) 齢者交付算定率を乗じて得た額とする。 金額は、その満たない額(以下「前期高齢者交 当該年度の前々年度の概算前期高齢者交付金

第三条 前期高齢者交付算定率は、第一号に掲げ として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が る額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準 定める率とする。

をいう。以下同じ。)を交付する業務上生じ 報酬支払基金(以下「支払基金」という。) 齢者交付超過額の合計額に係る社会保険診療 前期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高 定する額 があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算 た利息の額その他の事情を勘案して支払基金 三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金 基金の保険者に対し前期高齢者交付金(法第 礎として、当該年度の前々年度における支払 の支払利息の額と受取利息の額との差額を基 る前期高齢者交付不足額の合計額及び全ての 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係

二 全ての前期高齢者交付加算対象保険者に係 期高齢者交付控除対象保険者に係る前期高齢 者交付超過額の合計額との差額 る前期高齢者交付不足額の合計額と全ての前

定方法) (一人平均調整対象給付費見込額の平均額の算

第三条の二 法第三十四条第二項に規定する当該 年度、当該年度の前年度及び当該年度の前々年

2 の見込数で除して得た額の合計額を三で除して る前期高齢者である加入者をいう。以下同じ。) 者である加入者(法第三十二条第一項に規定す を控除して得た額を、次条の規定により算定さ から第六条に規定する調整対象外給付費見込額 調整対象給付費見込額の平均額は、各年度にお 度の各年度における当該保険者に係る一人平均 得た額とする。 れる各年度における当該保険者に係る前期高齢 ける第五条に規定する前期高齢者給付費見込額

定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者の区均調整対象給付費見込額の平均額は、前項の規 年度の四月一日までの間に合併又は分割により 立された保険者及び同年度の四月二日から当該 成立した保険者に係る当該年度における一人平 分に応じ、当該各号に定める額とする。 保険者及び合併又は分割により成立した保険 度の初日の属する年の三年前の四月一日の属 当該保険者に係る一人平均調整対象給付費見 者 当該年度及び当該年度の前年度における する年度の四月一日までに新たに設立された 四月一日の属する年度の四月二日から当該年 当該年度の初日の属する年の四年前の年の

立された保険者及び合併又は分割により成立 度の前々年度の四月一日までの間に新たに設 四月一日の属する年度の四月二日から当該年」当該年度の初日の属する年の三年前の年の した保険者

条に掲げる保険給付

年法律第七十号)第五十二条及び第百二十七

三 当該年度の前々年度の四月二日以降に新た 等」という。) その間における当該保険者に割により成立した保険者(以下「新設保険者 働大臣の承認を受けて算定する額 情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労 係る前期高齢者である加入者の数その他の事 ら当該年度の四月一日までの間に合併又は分 に設立された保険者及び同年度の四月二日

第三条の三 法第三十四条第二項に規定する当該 る加入者の見込数は、第一号に掲げる数に第 年度における当該保険者に係る前期高齢者であ 号に掲げる率を乗じて得た数とする。 (前期高齢者である加入者の見込数の算定方法)

係る前期高齢者である加入者の数(その数が 当該年度の前々年度における当該保険者に

る。

月一日の属する年度の四月二日以降に新たに設 当該年度の初日の属する年の四年前の年の四 2

込額の合計額を二で除して得た額

係る一人平均調整対象給付費見込額 当該年度における当該保険者に

三 市町村及び国民健康保険組合

移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費 費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、 療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養 険法に規定する療養の給付並びに入院時食事 国民健康保

厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とす 保険者の申請に基づきあらかじめ支払基金が 当該保険者に係る特別の事情により著しく過 大又は過小であると認められるときは、当該

年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定め げる数の合計数で除して得た率を基準として 込数の総数をそれらの保険者に係る前号に掲 の保険者に係る前期高齢者である加入者の見 当該年度における新設保険者等以外の全て

わらず、その間における当該新設保険者等に係齢者である加入の見込数は、前項の規定にかか の承認を受けて算定する数とする。 勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣 る前期高齢者である加入者の数その他の事情を 新設保険者等に係る当該年度における前期高

定める医療に関する給付) (法第三十四条第二項第一号の厚生労働省令で

第四条 法第三十四条第二項第一号の厚生労働省 市町村。第十二条において同じ。)の区分に応 令で定める医療に関する給付は、次の各号に掲 に行う国民健康保険にあっては、都道府県内の より都道府県が当該都道府県内の市町村ととも げる保険者(国民健康保険法の定めるところに じ、それぞれ当該各号に定める給付とする。 健康保険の保険者 健康保険法 (大正十一

一 船員保険の保険者 船員保険法(昭和十四 看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額 び葬祭料の支給並びに家族療養費、家族訪問 相当するものを除く。)並びに傷病手当金及 律第百号)第八十九条に規定する療養補償に 及び移送費の支給(船員法(昭和二十二年法 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費 年法律第七十三号)に規定する療養の給付並 介護合算療養費、出産育児一時金、出産手当 びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、 家族出産育児一時金及び家族葬祭料

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合給並びに葬祭の給付の支給並びに出産育児一時金及び葬祭費の支

四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 四 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合

る短期給付 五十三条第一項第一号から第九号までに掲げ 五十三条第一項第一号から第九号までに掲げ 組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第 五 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済

に掲げる短期給付 
五号)第二十条第一項第一号から第九号まで五号)第二十条第一項第一号から第九号まで 
五号)第二十条第一項第一号から第九号まで 
日本私立学校振興・共済事業団 
私立学校

(前期高齢者給付費見込額の算定方法)

あらかじめ厚生労働大臣が定める率計額で除して得た率を基準として年度ごとに計額で除して得た率を基準として年度ごとに保険者に係る前期高齢者給付費見込額の総額保険者に保る前期高齢者給付費見込額の総額保険者等以外の全ての承認を受けて算定する額とする。)

等保険者をいう。以下同じ。)の標準報酬総

(法第三十四条第八項に規定する標準報酬

険者(法第七条第三項に規定する被用者保険

当該年度の前々年度の当該被用者保険等保

づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣のと認められるときは、当該保険者の申請に基

(調整対象外給付費見込額の算定方法) 動大臣の承認を受けて算定する額とする。 事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労等に係る前期高齢者である加入者の数その他のは、前項の規定にかかわらず、当該新設保険者 報設保険者等に係る前期高齢者給付費見込額

第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労第十号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて下「調整対象外給付費見込額」という。)は、下「調整対象外給付費見込額」という。)は、当該保険者に係る前期高齢者給付費見込額(以第二号本文の厚生労第六条 法第三十四条第二項第二号本文の厚生労

期高齢者給付費見込額(以下「一人平均前期」法第三十四条第九項に規定する一人平均前

める率を乗じて得た額に係る同条第二項第二号に規定する政令で定に係る同条第二項第二号に規定する政令で定高齢者給付費見込額」という。)に当該年度

齢者である加入者の見込数 当該年度における当該保険者に係る前期高

当該年度において新たに設立された保険者に出該年度において新たに設立された保険者の設立時が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によれず厚生労働大臣の後の事情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額によれて新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者において新たに設立された保険者においている。

働大臣に報告するものとする。

法)(一人当たり前期高齢者給付費見込額の算定方)

(標準報酬総額の見込額の算定方法)

院等保険者の標準報酬総額の伸び率 院等保険者の標準報酬総額の伸び率 院等保険者の標準報酬総額の伸び率 と国健康保険等保険者であるものに限 は合(被用者保険等保険者であるものに限 は合(被用者保険等保険者であるものに限 は合(被用者保険等保険者であるものに限 は合(被用者保険等保険者がに国民健康保険 は合(被用者保険等保険者の被保険者 いう。以下この号において同じ。)の組合員を る。第十条の二において同じ。)の組合員を る。第十条の二において同じ。)の組合員を る。第十条の二において同じ。)の組合員を る。第十条の二において同じ。)の組合員を る水準の伸び及び被保険者等保険者の被保険者 いう。以下同じ。)の組合員を る水準の伸びをがよいて見じ。)の組合員を る水準の伸びをがよいて見じ。)の組合員を な水準の伸びをがよいて見じ。)の組合員を を水準の伸びをの特別を保険者の標準報酬総額の伸び率

年度の四月一日までの間に合併又は分割により用者保険等保険者となった者及び同日以降当該2 当該年度の前々年度の四月二日以降新たに被

組合員の健康保険法若しくは船員保険法に規定

する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若し

月が当該基準月より後の月であるときは、当該後の期間に係る額については「総額(当該改定とみなして算定した額の総額)」とし、改定以

改定月以後における標準報酬の等級の最高等級

おける標準報酬の等級の最高等級又は最低等級の等級の最高等級又は最低等級を当該基準月に

くは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬

第八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医第八条の二 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十寮の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十寮の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十寮の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十分の最高等級に属する共済組合の組合員(国家公務最低等級に属する共済組合の組合員の活力を同号に規定する当該共済組合法及び地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法とよる短期給付に関する規定が適用されない者を除る短期給付に関する規定が適用されない者を除る短期給付に関する規定が適用されない者を除る短期給行に関する規定が適用されない者を除る規定する当該共済組合法及び地方公務員等共済組合法といる額を同号口に掲げる額で除して得た率を乗じ第八条のに関する数で除して得た率を乗じる額を同号口に掲げる額で除して得た率を乗じる額を同号口に掲げる額で除して得た率を乗じる額を同号口に掲げる額で除して得た率を乗じる額を同号に対した。

月は、当該年度の前々年度の六月とする。 る前々年度の厚生労働省令で定める基準となる 2 算定政令第一条の二第一項第二号イに規定す

て得た額とする。

3 4 る場合における同号に規定する加入者の私立学 以下この条において「加入者」という。)があを受けることができることとなった者を除く。 私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額 る額で除して得た率を乗じて得た額とする。 計額の総額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げ 年度の合計額の総額は、当該加入者の同法に規 校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々 項の規定により健康保険法による保険給付のみ 学校教職員共済制度の加入者(同法附則第二十 級又は最低等級に属する同法の規定による私立 が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等 定する標準報酬月額の当該年度の前々年度の合 算定政令第一条の二第一項第三号に規定する 算定政令第一条の二第一項第四号に規定する

(けた算) るものは、第十条の二の規定により厚生労働大支払基 与額に相当するものとして厚生労働省令で定め険者の しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞かわら する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若度の標 月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定

5 低等級に属する組合員」とし、同号ロ中「総 組合員」とし、改定以後の期間に係る額につい 合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総 と改定月から同年度の三月までの期間に係る額 う。)の前月までの期間に係る額(以下この る改定月(以下この項において「改定月」とい それぞれ同年度の四月から同条第二項に規定す 法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額 号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年 酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定 険法に規定する標準報酬月額の等級又は標準報 臣が定めるものとする。 額」とあるのは、改定前の期間に係る額につい 定月前における最高等級又は最低等級に属する 高等級又は最低等級に属する組合員」とあるの の規定の適用については、同項第二号イ中「最 算して得た額とする。この場合において、 なして同項の規定を適用し補正して得た額を合 及び同項第三号に規定する加入者の同法に規定 同条第一項第二号に規定する当該共済組合の 額」という。)に区分し、それぞれの額につき 定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額を 組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総 総額は、同項第二号に規定する当該共済組合の 度の合計額の総額及び同項第三号の加入者の 低等級の額が改定された年度の同条第一項第二 であるときは、当該改定月前における標準報酬 ては「総額(当該改定月が当該基準月以前の月 ては「当該改定月以後における最高等級又は最 は、改定前の期間に係る額については「当該改 する標準報酬月額の同年度の合計額の総額とみ において「改定前の期間に係る額」という。) 額及び同項第三号に規定する加入者の同法に規 する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最 (以下この項において「改定以後の期間に係る 算定政令第一条の二第二項に規定する健康保 同項 組 項 0

び最低等級とみなして算定した額の総額)」と 法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級及 最高等級又は最低等級を当該基準月における同 における同法に規定する標準報酬月額の等級の 準月より後の月であるときは、当該改定月以後 係る額については「総額(当該改定月が当該基 算定した額の総額)」とし、改定以後の期間に 月額の等級の最高等級又は最低等級とみなして を当該基準月における同法に規定する標準報酬 る標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級 るときは、当該改定月前における同法に規定す あるのは、改定前の期間に係る額については 級に属する加入者」とし、同号ロ中「総額」と 者」とし、改定以後の期間に係る額については 前における最高等級又は最低等級に属する加入 改定前の期間に係る額については「当該改定月 級又は最低等級に属する加入者」とあるのは、 た額の総額)」とし、同項第三号イ中「最高等 等級の最高等級及び最低等級とみなして算定し 又は最低等級を当該基準月における標準報酬の 「総額(当該改定月が当該基準月以前の月であ 「当該改定月以後における最高等級又は最低等 定めるところにより算定した額の算定方法)

# (加入者見込数等の算定方法)

得た数とする。 第一号に掲げる数に第二号に掲げる率を乗じて の見込数(以下「加入者見込数」という。)は、 する当該年度における当該保険者に係る加入者 八条第三項及び第百二十条第一項第二号に規定 法第三十四条第四項第一号、第三十

承認を受けて算定する数とする。) づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の と認められるときは、当該保険者の申請に基 特別の事情により著しく過大又は過小である 係る加入者の数(その数が当該保険者に係る 当該年度の前々年度における当該保険者に 2

として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が 号に掲げる数の合計数で除して得た率を基準 入者見込数の総数をそれらの保険者に係る前 新設保険者等以外の全ての保険者に係る加 3

数」という。) は、全ての保険者に係る前項の 号に規定する当該年度における全ての保険者に り算定する数の総数との合計数とする。 規定により算定する数の総数と次項の規定によ 係る加入者の見込総数(以下「加入者見込総 法第三十八条第三項及び第百二十条第一項各

3 者に係る加入者の数その他の事情を勘案して、 けて算定する数とする の規定にかかわらず、その間における当該保険 (法第三十四条第四項第二号の厚生労働省令で あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受 新設保険者等に係る加入者見込数は、第一項

第八条の四 法第三十四条第四項第二号の厚生労 係る加入者の見込総数で除して得た額を基礎と 見込額の合計額を全ての被用者保険等保険者に 働省令で定めるところにより算定した額は、全 める額とする。 して、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定 ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の

# (概算額補正率の算定方法)

第八条の五 法第三十四条第五項に規定する概算 として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が 控除して得た額の合計額で除して得た率を基準 第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を 号に掲げる額を控除して得た額の合計額を同項 三十四条第五項第三号に掲げる額から同項第四 額補正率は、各被用者保険等保険者に係る法第 定める率とする。

# (概算給付費補正率の算定方法)

第八条の六 法第三十四条第六項に規定する概算 かじめ厚生労働大臣が定める率とする。 同項第二号に掲げる額を同項第一号に掲げる額 給付費補正率は、各被用者保険等保険者に係る で除して得た率を基準として、年度ごとにあら (概算加入者調整率の算定方法)

第九条 法第三十四条第七項に規定する概算加入 者調整率は、次項に規定する粗概算加入者調整 率に第三項に規定する概算補正係数を乗じて得 た率とする。

第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見る全保険者平均前期高齢者加入率見込値を同条 込値で除して得た率とする。 粗概算加入者調整率は、次条第一項に規定す 概算補正係数は、第一号に掲げる額を第二号

ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とす に掲げる額で除して得た率を基準として、年度 全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額

イ 込額から当該各保険者に係る調整対象外給 (当該各保険者に係る前期高齢者給付費見 各保険者に係る調整対象給付費見込額

> ロ 各保険者に係る法第三十四条第五項第四 号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者 付費見込額を控除して得た額をいう。 イにおいて同じ。

全ての保険者に係る次に掲げる額の合計額 支援金の概算額

加入者調整率を乗じて得た額 当該各保険者に係る前項に規定する粗概算

ロ 各保険者に係る法第三十四条第五項第四 に規定する粗概算加入者調整率を乗じて得支援金の概算額に当該各保険者に係る前項 号に規定する前期高齢者に係る後期高齢者

第十条 全保険者平均前期高齢者加入率見込値 見込総数で除して得た率とする。 高齢者である加入者の見込数の総数を、 は、当該年度における全ての保険者に係る前期

2 ないときは、下限割合とする。)とする。 保険者別前期高齢者加入率見込値は、 当該年

第十条の二 法第三十四条第八項第四号に規定す 当するものの算定の基礎となるもののうち当該組合の組合員が負担する保険料その他これに相として受けるものであって、当該国民健康保険 める額に相当するものとして厚生労働省令で定 る組合員ごとの同項第一号から第三号までに定 ものの額とする。 国民健康保険組合ごとに厚生労働大臣が定める める額は、賃金、給料、俸給その他勤務の対償

第十一条 期高齢者である加入者の見込数の総数で除して 総額を当該年度における全ての保険者に係る前 生労働大臣が定める額とする。 得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚 全ての保険者に係る前期高齢者給付費見込額の 一人平均前期高齢者給付費見込額は、

第十一条の二 法第三十五条第一項第一号イ

額の算定方法)

次号 律第百十四号)の規定による流行初期医療確保 療確保拠出金の額は、当該年度の前々年度にお 拠出金の額に同年度における当該保険者に係る の患者に対する医療に関する法律(平成十年法 ける当該保険者に係る感染症の予防及び感染症

イ 各保険者に係る調整対象給付費見込額に

定方法) (全保険者平均前期高齢者加入率見込値等の算

加入者

る俸給等に相当するものの額) 加入者の見込数を、加入者見込数で除して得た 度における当該保険者に係る前期高齢者である (厚生労働大臣が定める国民健康保険組合に係 規定する下限割合をいう。以下同じ。)に満た 率(その率が下限割合(法第三十四条第七項に

(一人平均前期高齢者給付費見込額の算定方法) .前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の

3 に規定する前期高齢者に係る流行初期医

(一人平均調整対象給付費額の算定方法)

療に関する給付の額で除して得た率を乗じて得 度における当該保険者に係る第四条に掲げる医 第十二条に規定する前期高齢者給付費額を同年

第十一条の三 法第三十五条第二項に規定する一 整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度 費額から同年度における第十三条に規定する調 度における第十二条に規定する前期高齢者給付 係る前期高齢者である加入者の数で除して得た における第十一条の五に規定する当該保険者に 額とする。 人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年

(一人平均調整対象給付費額の平均額の算定方

第十一条の四 法第三十五条第二項に規定する当 額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、 保険者に係る一人平均調整対象給付費額の平均 当該年度の前々年度の初日の属する年の前々年 の属する年の前年の四月一日の属する年度及び 該年度の前々年度、当該年度の前々年度の初日 当該各号に定める額とする。 の四月一日の属する年度の各年度における当該

者 各年度における一人平均調整対象給付費次号及び第三号に掲げる保険者以外の保険 額の合計額を三で除して得た額

年度における当該保険者に係る一人平均調整 険者及び合併又は分割により成立した保険 の属する年の三年前の年の四月一日の属する 者 四月一日の属する年度に新たに設立された保 対象給付費額の合計額を二で除して得た額 当該年度の初日の属する年の四年前の年 当該年度の前々年度及び当該年度の初日

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の 度における当該保険者に係る一人平均調整対 割により成立した保険者 当該年度の前々年 度に新たに設立された保険者及び合併又は分 四月一日の属する年度又は当該年度の前々年 象給付費額

(前期高齢者である加入者の数の算定方法)

第十一条の五 法第三十五条第二項に規定する前 々年度における当該保険者に係る前期高齢者で

る当該保険者に係る前期高齢者である加入者のある加入者の数は、当該年度の前々年度におけ

(前期高齢者給付費額の算定方法)

第十二条 法第三十五条第二項第一号に規定する 定める率を乗じて得た額)とする。 が減ぜられていないものとして厚生労働大臣が 者については、当該合計額に一部負担金の割合 規定により一部負担金の割合を減じている保険 者のうち、国民健康保険法第四十三条第一項のに係る給付の額の合計額(第三号に掲げる保険 げる給付の額のうち、前期高齢者である加入者 る保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲 額」という。 前期高齢者給付費額(以下「前期高齢者給付費 以下同じ。)は、次の各号に掲げ 2

る保険給付 条第一号、第六号、第九号及び第十号に掲げ 健康保険の保険者 健康保険法第五十二条 第六号及び第九号並びに第百二十七

生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時 養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護 除く。)並びに家族療養費、家族訪問看護療 問看護療養費及び移送費の支給(船員法第八 十九条に規定する療養補償に相当するものを 合算療養費の支給 船員保険の保険者 船員保険法に規定する

の支給 移送費 費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、 険法に規定する療養の給付並びに入院時食事 療養費、 市町村及び国民健康保険組合 国民健康保 入院時生活療養費、保険外併用療養 高額療養費及び高額介護合算療養費

行令第二十二条の二第一項に規定する在外組に掲げる短期給付(国家公務員共済組合法施 法第五十条第一項第一号から第二号の二まで 養者が本邦外にある期間内において受けるも 合員及び同令第三十三条に規定する在外被扶 のを除く。) 国家公務員共済組合 国家公務員共済組合 2

組合法第五十三条第一項第一号から第二号の 地方公務員等共済組合 地方公務員等共済 一までに掲げる短期給付

号までに掲げる短期給付 教職員共済法第二十条第一項第一号から第三 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校

(調整対象外給付費額の算定方法)

労働省令で定めるところにより算定される額 法第三十五条第二項第二号本文の厚生

該保険者に係る前期高齢者給付費額から第一号 (以下「調整対象外給付費額」という。) は、 を控除して得た額とする。 に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額

る政令で定める率を乗じて得た額 度に係る法第三十四条第二項第二号に規定す 者給付費額」という。)に当該年度の前々年 期高齢者給付費額(以下「一人平均前期高齢 法第三十五条第八項に規定する一人平均前

係る前期高齢者である加入者の数 当該年度の前々年度における当該保険者に

臣の承認を受けて算定する額によるものとす 情を勘案してあらかじめ支払基金が厚生労働大 基礎として、当該保険者の設立時期その他の事 かかわらず、同条の厚生労働大臣が定める額を 平均前期高齢者給付費額は、第十六条の規定に 調整対象外給付費額の算定に当たっては、一人 た保険者、合併若しくは分割により成立若しく は消滅した保険者又は解散をした保険者に係る 当該年度の前々年度において新たに設立され

第十四条 法第三十五条第二項第二号イに規定す る一の保険者に係る前期高齢者である加入者一 加入者の数で除して得た額とする。 度における当該保険者に係る前期高齢者であ (一人当たり前期高齢者給付費額の算定方法) (加入者の数等の算定方法) に係る前期高齢者給付費額を当該年度の前々 人当たりの前期高齢者給付費額は、当該保険者

第十四条の二 法第三十五条第四項第一号、 各号に規定する前々年度における全ての保険 当該年度の前々年度における当該保険者に係 年度における当該保険者に係る加入者の数は びに算定政令第一条の十第二項に規定する前 に係る加入者の総数は、当該年度の前々年度 加入者の数とする。 十九条第三項及び第百二十一条第一項第二号 法第三十九条第三項及び第百二十一条第一 第

定めるところにより算定した額の算定方法) (法第三十五条第四項第二号の厚生労働省令 おける全ての保険者に係る加入者の数の総数

第十四条の三 法第三十五条第四項第二号の厚 の合計額を全ての被用者保険等保険者に係る加 全ての被用者保険等保険者に係る標準報酬総 入者の総数で除して得た額を基礎として、年度 労働省令で定めるところにより算定した額は 耳 角

当 (確定額補正率の算定方法

定給付費等補正率は、各被用者保険等保険者に第十四条の五 法第三十五条第六項に規定する確 項第一号に掲げる額で除して得た率を基準とし 係る法第三十五条第六項第二号に掲げる額を同 る率とする。 て、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定め

第十五条 第九条及び第十条の規定は、法第三十 は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句について準用する。この場合において、次の表 五条第七項に規定する確定加入者調整率の算定 えるものとする。

			-
	第四号	第四号	項第一号ロ
	条第三第三十四条第五項第三十五条第五項	第三十四条第五百	第九条第三
₩	額	見込額	
	實調整対象外給付費	調整対象外給付費	
	額	見込額	
	質前期高齢者給付費	前期高齢者給付費前	
		込額	項第一号イ
	見調整対象給付費額	二調整対象給付費見調整	第九条第三
			項
,	確定補正係数	概算補正係数	第九条第三
<u>~</u>	者加入率	者加入率見込値	
	齡保険者別前期高齡	保険者別前期高い	
		込値	
	率見高齢者加入率	高齢者加入率日	
	<del>期</del> 全保険者平均前期	全保険者平均前期全保	
	率	整率	項
	調粗確定加入者調整	粗概算加入者	第九条第二
	確定補正係数	概算補正係数	
-	率	整率	項
古 な	調粗確定加入者調整	粗概算加入者	第九条第一
4		とする。	えるものとする

ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とす

第十四条の四 法第三十五条第五項に規定する確 定額補正率は、各被用者保険等保険者に係る同

ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とす る額から同項第二号に掲げる額を控除して得た を控除して得た額の合計額を同項第一号に掲げ 項第三号に掲げる額から同項第四号に掲げる額 (確定給付費等補正率の算定方法) 額の合計額で除して得た率を基準として、年度

(確定加入者調整率の算定方法)

| 項第二号イ |第九条第三|調整対象給付費見|調整対象給付費額 込額 後期高齢者支援金|後期高齢者支援金| 前期高齢者に係る|前期高齢者に係る の概算額 の確定額

項第二号口 第十条第 第九条第三第三十四条第五項第三十五条第五 全保険者平均前期全保険者平均前 第四号 粗概算加入者調粗確定加入者調整 粗概算加入者調粗確定加入者調整 後期高齢者支援金後期高齢者支援金 前期高齢者に係る前期高齢者に係 の概算額 の確定額 第四号 項

を含む。) |項(見出し||高齢者加入率見||高齢者加入率 十条第 保険者別前期高齡保険者別前期高齡 当該年度 込値 加入者の見込数 者加入率見込値 加入者見込総数 前期高齢者である前期高齢者であ 者加入率 加入者の数 |同年度における全 加入者の総数 ての保険者に係る 当該年度の前々年

加入者見込数 加入者の見込数 前期高齢者である|前期高齢者であ 当該年度 該保険者に係る加 加入者の数 同年度における当 入者の数 当該年度の前々年

(一人平均前期高齢者給付費額の算定方法)

第十六条 一人平均前期高齢者給付費額は、 該年度の前々年度における全ての保険者に係る の保険者に係る前期高齢者給付費額の総額を当 労働大臣が定める額とする。 前期高齢者である加入者の数の総数で除して得 た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生 全て

第二章 前期高齢者納付金等

(前期高齢者納付調整金額)

第十七条 の算定について準用する。この場合において、 七条第二項に規定する前期高齢者納付調整金額 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ 第二条及び第三条の規定は、法第三十

読み替えるものとする。 る字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ

項 第金の額(法第三十四金の額(法第三十八 条第一項に規定する条第一項に規定する |概算前期高齢者交付概算前期高齢者納付 金の額(法第三十五金の額(法第三十九 金の額 概算前期高齢者交付概算前期高齢者納付 条第一項に規定する条第一項に規定する 確定前期高齡者交付確定前期高齡者納付 金の額

金の額 前期高齡者交付超過前期高齡者納付超過 前期高齡者交付控除前期高齡者納付控除 確定前期高齢者交付確定前期高齢者納付 対象保険者 金の額 対象保険者

前期高齢者交付算定前期高齢者納付算定 前期高齢者交付加算前期高齢者納付加算 金 前期高齡者交付不足前期高齡者納付不足 対象保険者 確定前期高齡者交付確定前期高齡者納付 対象保険者 2 項の規定にかかわらず、当該新設保険者等に係

を対象保険者 ||前期高齢者交付算定前期高齢者納付算定 前期高齢者交付加 算前期高齢者納付加算 対象保険者 3 る加入者の数その他の事情を勘案して、あらか じめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算 定する額とする。

第

(見出)

第十八条の二 算定政令第一条の三第一号に規定 の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額 する当該年度における当該被用者保険等保険者 とする。 (被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額)

前期高齡者交付金前期高齡者納付金等

(法第三十二条第一項(法第三十六条第一項

前期高齢者交付超過前期高齢者納付超過

前期高齢者交付控除前期高齢者納付控除

対象保険者

対象保険者

前期高齡者交付不足前期高齡者納付不足

|下同じ。)を交付する|者納付金等をいう。 を徴収する業務

## (法定給付費見込額

第十八条 法第三十八条第一項第一号口(2) 額」という。)は、次に掲げる額の合計額とす する費用等の見込額(以下「法定給付費見込 び第二号口(2)に規定する保険者の給付に要 及

イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得

げる医療に関する給付の額の合計額 当該年度の前々年度における第四条に掲

を勘案して年度ごとにあらかじめ厚生労働 医療に関する給付の額の動向その他の事情 大臣が定める率 新設保険者等以外の全ての保険者に係る

イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得

の額 第百七十六条に規定する確定日雇拠出金 当該年度の前々年度における健康保険法

条 第

概算前

期高齡者交付概算前期高齡者納付

前期高齢者交付算定前期高齢者納付算定

第

項

新設保険者等に係る法定給付費見込額は、 日雇拠出金の見込額の総額をそれらの保険 健康保険法第百七十三条第二項に規定する 生労働大臣が定める率 た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚 者に係るイに掲げる額の合計額で除して得 新設保険者等以外の全ての保険者に係る 前

二号イ及び同項第三号イに掲げる額は、これら 基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する額 の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払 承継した保険者に係る第一項第一号イ、同項第 の四月一日までの間に合併又は分割をして存続 の規定にかかわらず、当該保険者に係る加入者 する保険者及び解散をした保険者の権利義務を 当該年度の前々年度の四月二日から当該年度

険等保険者の標準報酬総額を同年度における当 は、当該年度の前々年度における当該被用者保

者交付金をいう。

に規定する前期高齢に規定する前期高齢

該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して 該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当す 標準報酬総額に相当する額を同年度における当 れた被用者保険等保険者又は合併若しくは分割 得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から 該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して 標準報酬総額に相当する額を同年度における当 得た額とする。ただし、同年度の四月二日から は、同年度における当該被用者保険等保険者の は、同年度における当該被用者保険等保険者の れた被用者保険等保険者又は合併若しくは分割 る数で除して得た額とする。 により成立した被用者保険等保険者について により成立した被用者保険等保険者について [年度の三月三十一日までの間に新たに設立さ [年度の三月三十一日までの間に新たに設立さ

第十九条 加入者一人当たり調整前負担調整見込 年度の四月二日以降に新たに設立された保険者 厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該 号に掲げる額の合計額を加入者見込総数で除し 額は、当該年度における法第三十八条第三項各 については、当該設立の日から同年度の三月三 て得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ (概算前期高齢者納付金の算定に係る加入者 十一日までの間の日数に応じて算定した額とす 人当たり調整前負担調整見込額の算定方法)

(被保険者一人当たり標準報酬総額

第十九条の二 算定政令第一条の八第一号に規定 相当する額を同年度における当該被用者保険等 た被用者保険等保険者については、同年度にお 三十一日までの間に新たに設立された被用者保 当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月 等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、 に相当する額を同年度における当該被用者保険 おける当該被用者保険等保険者の標準報酬総額 保険等保険者又は合併若しくは分割により成立 月三十一日までの間に新たに設立された被用者 る。ただし、同年度の四月二日から同年度の三 険等保険者の被保険者の数で除して得た額とす の標準報酬総額を同年度における当該被用者保 度の前々年度における当該被用者保険等保険者 の被保険者一人当たり標準報酬総額は、 する前々年度における当該被用者保険等保険者 ける当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に 険等保険者又は合併若しくは分割により成立し した被用者保険等保険者については、同年度に 当該年 2

保険者の被保険者の数に相当する数で除して得

人当たり調整前負担調整額の算定方法) 、確定前期高齢者納付金の算定に係る加入者一

第二十条 加入者一人当たり調整前負担調整 三月三十一日までの間の日数に応じて算定した 保険者については、当該設立の日から同年度 労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生 る全ての保険者に係る加入者の総数で除して得 第三項各号に掲げる額の合計額を同年度におけ 額とする。 の前々年度の四月二日以降に新たに設立された は、当該年度の前々年度における法第三十九条

第二十一条 年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算 された保険者については、当該設立の日から同 る額に、加入者見込数を乗じて得た額とする。 して年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定め込額を加入者見込総数で除して得た額を基礎と 金の業務に関する事務の処理に要する費用の見 法第百三十九条第一項第一号に規定する支払基 拠出金」という。)の額は、当該年度における 係事務費拠出金(以下「前期高齢者関係事務費 定した額とする。 ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立 (前期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法) 法第四十条に規定する前期高齢者関

第二十二条 らない。 た納付猶予申請書を提出して申請しなければな 期高齢者納付金等(法第三十六条第一項に規定 は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載し する前期高齢者納付金等をいう。以下同じ。) の一部の納付の猶予を受けようとする保険者 (前期高齢者納付金等に係る納付の猶予の申請) 法第四十六条第一項の規定により前

付金等の一部の額 納付の猶予を受けようとする前期高齢者納

納付の猶予を受けようとする期間

情により当該保険者が前期高齢者納付金等を納 することのできる書類を添付しなければならな 付することが著しく困難であることを明らかに 前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事

第二十三条 算定政令第十条第一項に規定する毎 年度市町村が後期高齢者医療に関する特別会計 繰り入れる額の算定方法) (市町村が後期高齢者医療に関する特別会計に 第三章 市町村の特別会計への繰入れ等

険者をいう。以下同じ。) に係る同年度分の保になった被保険者(法第五十条に規定する被保 額した額の総額を超えるときは、当該総額)と る同年度分の法第九十九条第一項に規定する減 る額の合計額(その額が現に当該被保険者に係 を減額するものとした場合に減額することとな 項の規定に基づき算定される被保険者均等割額 項の基準に従い施行令第十八条第一項及び第二 高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)が同 者医療広域連合(法第四十八条に規定する後期 険料について、当該市町村が加入する後期高齢 ことが、同年度の十月二十日までの間に明らか 十八条第四項第四号に規定する場合に該当する 令第三百十八号。以下「施行令」という。)第 医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政に繰り入れる額は、当該年度において高齢者の

額した額の総額を超えるときは、当該総額)と る同年度分の法第九十九条第二項に規定する減 る額の合計額(その額が現に当該被保険者に係 を減額するものとした場合に減額することとな 項の規定に基づき算定される被保険者均等割額 域連合が同号の基準に従い同条第一項及び第二 いて、当該市町村が加入する後期高齢者医療広 であった被保険者に係る同年度分の保険料につ 行令第十八条第五項第一号に規定する被扶養者 年度の十月二十日までの間に明らかになった施 後二年を経過する月までの間にあることが、同 のいずれかに該当するに至った日の属する月以 れる額は、当該年度において法第五十二条各号 村が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入 算定政令第十条第二項に規定する毎年度市町

### 第四章 財政安定化基金

令で定めるところにより算定した額の算定方(算定政令第十三条第二項第一号の厚生労働省 財政安定化基金による交付事業

第二十四条 算定政令第十三条第二項第一号の厚 率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額を控除 じ。)から次の各号に掲げる額に当該市町村が定する市町村予定保険料収納額をいう。以下同 象比率(同条第七項に規定する基金事業対象比 加入する後期高齢者医療広域連合の基金事業対 は、市町村予定保険料収納額(同条第五項に規 生労働省令で定めるところにより算定した額 して得た額とする 令で定めるところにより算定した額の算定方 (算定政令第十三条第二項第二号の厚生労働省

号に規定する特定期間をいう。以下同じ。) 該年度分の保険料の額 の初年度において当該市町村が収納した当 次のイ及びロに掲げる額の合計額 当該特定期間(法第百十六条第二項第一

じ。)を算定する月の前月の末日(以下 した当該年度分の保険料の額に、(1)に 「交付金基準日」という。)までの間に収納 に規定する基金事業交付金をいう。以下同 基金事業交付金(算定政令第十三条第一項 当該特定期間の終了年度の四月一日から

度に収納した各年度分の保険料の額の合 及び前々年度において当該市町村が各年 付金算定基準年度」という。) の前年度 交付金基準日の属する年度(以下「交

# 次に掲げる額の合計額

(2)

た交付金算定基準年度の前年度分の保 う。) までの間に当該市町村が収納し における当該交付金基準日に応当する 日から交付金算定基準年度の前年度 交付金算定基準年度の前年度の四月 (以下「交付金基準日応当日」とい

ることが明らかになった法第九十九条第一項 後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れ 及び第二項の規定による繰入金の額 に、当該市町村の一般会計から当該市町村の 当該特定期間における交付金基準日まで の間に当該市町村が収納した交付金算 年度における交付金基準日応当日まで 月一日から交付金算定基準年度の前々 定基準年度の前々年度分の保険料の額 交付金算定基準年度の前々年度の四

第二十五条 算定政令第十三条第二項第二号の厚 につき算定した市町村予定保険料収納額から市町村ごとに、当該特定期間における当該市町村 生労働省令で定めるところにより算定した額 町村保険料収納下限額(同条第四項に規定する は、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市

> 市町村保険料収納下限額をいう。 を控除して得た額とする。 以下同じ。)

法)
令で定めるところにより算定した額の算定方令で定めるところにより算定した額の算定方 (算定政令第十三条第二項第三号の厚生労働

生労働省令で定めるところにより算定した額第二十六条 算定政令第十三条第二項第三号の厚 は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額 控除して得た額とする。

次のイ及びロに掲げる額の合計額

(法第百十六条第二項第四号に規定する基高齢者医療広域連合の基金事業対象費用額当該特定期間の初年度における当該後期 金事業対象費用額をいう。以下同じ。)

齢者医療広域連合の基金事業対象費用額 で除して得た率を乗じて得た額 に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額 交付金基準日までの間における当該後期高 当該特定期間の終了年度の四月一日から

療広域連合の基金事業対象費用額の合 年度の各年度における当該後期高齢者医 交付金算定基準年度の前年度及び前々

# 次に掲げる額の合計額

事業対象費用額 の当該後期高齢者医療広域連合の基金 における交付金基準日応当日までの間一日から交付金算定基準年度の前年度 交付金算定基準年度の前年度の四月

年度における交付金基準日応当日まで 月一日から交付金算定基準年度の前々 基金事業対象費用額 の間の当該後期高齢者医療広域連合の 交付金算定基準年度の前々年度の四

次のイ及びロに掲げる額の合計額

金事業対象収入額をいう。以下同じ。) (法第百十六条第二項第三号に規定する基 高齢者医療広域連合の基金事業対象収入額 当該特定期間の初年度における当該後期

で除して得た率を乗じて得た額 に、(1)に掲げる額を(2)に掲げる額 齢者医療広域連合の基金事業対象収入額 交付金基準日までの間における当該後期高 当該特定期間の終了年度の四月一日から

年度の各年度における当該後期高齢者医 交付金算定基準年度の前年度及び前々

療広域連合の基金事業対象収入額

の合

# 次に掲げる額の合計額

の当該後期高齢者医療広域連合の基金における交付金基準日応当日までの間 一日から交付金算定基準年度の前年度 交付金算定基準年度の前年度の四 業対象収入額

月一日から交付金算定基準年度の前々 基金事業対象収入額 の間の当該後期高齢者医療広域連合の 年度における交付金基準日応当日まで 交付金算定基準年度の前々年度の四

める率) (算定政令第十三条第四項の厚生労働省令で定

第二十六条の二 算定政令第十三条第四項の厚生 各号に掲げる率に満たないことが、災害その他 ただし、被保険者に係る保険料収納率が、当該 労働省令で定める率は、次の各号に掲げる市 特別の事情によるものであるときは、この限り 村の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 でない。

百分の九十四 被保険者の数が一千人未満である市町村

二 被保険者の数が一千人以上一万人未満であ る市町村 百分の九十三

三 被保険者の数が一万人以上である市町村 百分の九十二

保険料の納期に納付すべきものとして賦課され 当該特定期間の終了年度の十一月三十日までの 済額で、当該特定期間の初年度の四月一日から 分の被保険者に係る保険料についての調査決定 年度の十一月三十日現在における当該特定期間 率とする。 ている額のうち、当該特定期間の終了年度の十 一月三十日現在において収納された額の占める 前項の保険料収納率は、当該特定期間の終了

(市町村保険料収納必要額の算定方法)

第二十七条 算定政令第十三条第六項に規定する 料収納必要額に、第一号に掲げる額を第二号に 療広域連合における同条第八項に規定する保険 市町村保険料収納必要額は、当該後期高齢者医 掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とす

次のイ及び口に掲げる額の合計額

度に徴収する当該各年度の賦課期日 当該特定期間において当該市町村が各年 (法第

ける被保険者に係る各年度分の保険料の賦百六条に規定する賦課期日をいう。) にお 課額の合計額

- 規定による繰入金の額の合計額 における法第九十九条第一項及び第二項の 当該市町村につき算定した当該特定期間
- 令で定めるところにより算定した額の算定方 (算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省 額の合計額の合計額 当該後期高齢者医療広域連合を組織する各 町村につき算定した前号イ及びロに掲げる

生労働省令で定めるところにより算定した額第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚 は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を 控除して得た額とする。 2

の二第一項に規定する出産育児支援金(以下第二項の規定による拠出金、法第百二十四条 還に要する費用の額の合計額の合計額 る基金事業借入金をいう。以下同じ。)の償 借入金(法第百十六条第二項第一号に規定す 。)の納付に要する費用の額並びに基金事業 律の規定による流行初期医療確保拠出金等 防及び感染症の患者に対する医療に関する法 う。)、財政安定化基金拠出金、法第百十七条 規定する療養の給付等に要する費用の額をい 等に要する費用の額(法第九十三条第一項に (以下「流行初期医療確保拠出金等」という 「出産育児支援金」という。)及び感染症の予 当該特定期間の各年度における療養の給付

(初年度基金事業対象収入額及び初年度基金事第二節 財政安定化基金による貸付事業ち前号の額に係るものの額の合計額の合計額 一 当該特定期間の各年度における施行令第十 八条第三項第一号ロに掲げる額の合計額のう

第二十九条 算定政令第十四条第一項に規定する の初年度の四月一日から基金事業貸付金(同項事業対象収入額」という。)は、当該特定期間 率を乗じて得た額とする。 号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た 者医療広域連合の基金事業対象収入額に、第一 日」という。)までの間における当該後期高齢 を算定する月の前月の末日(以下「貸付金基準 に規定する基金事業貸付金をいう。以下同じ。) 初年度基金事業対象収入額(以下「初年度基金

算定基準年度」という。)の前年度及び前々 貸付金基準日の属する年度(以下「貸付金

> 域連合の基金事業対象収入額の合計額 年度の各年度における当該後期高齢者医療広 次のイ及びロに掲げる額の合計額

- 付金基準日応当日」という。)までの間の 当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対 当該貸付金基準日に応当する日(以下「貸 から貸付金算定基準年度の前年度における 貸付金算定基準年度の前年度の四月一日
- ける貸付金基準日応当日までの間の当該後日から貸付金算定基準年度の前々年度にお 期高齢者医療広域連合の基金事業対象収 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一

当該後期高齢者医療広域連合の基金事業対象費 費用額」という。)は、当該特定期間の初年度 用額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額 の四月一日から貸付金基準日までの間における 金事業対象費用額(以下「初年度基金事業対象 で除して得た率を乗じて得た額とする。 算定政令第十四条第一項に規定する初年度基

の各年度における当該後期高齢者医療広域連貸付金算定基準年度の前年度及び前々年度 合の基金事業対象費用額の合計額

次のイ及び口に掲げる額の合計額 齢者医療広域連合の基金事業対象費用額 貸付金基準日応当日までの間の当該後期高 から貸付金算定基準年度の前年度における貸付金算定基準年度の前年度の四月一日

期高齢者医療広域連合の基金事業対象費 ける貸付金基準日応当日までの間の当該後 日から貸付金算定基準年度の前々年度にお 貸付金算定基準年度の前々年度の四月一

額の算定方法) (特定期間の初年度における基金事業貸付金の

業対象費用額の算定方法)

第三十条 算定政令第十四条第二項第一号の厚生 象収入額を控除して得た額とする。 年度基金事業対象費用額から初年度基金事業対 当該後期高齢者医療広域連合につき算定した初 労働省令で定めるところにより算定した額は、 省令で定めるところにより算定した額の算定方 (算定政令第十四条第二項第二号イの厚生労働

第三十一条 第二十六条の規定は、算定政令第十 ころにより算定した額について準用する。この 四条第二項第二号イの厚生労働省令で定めると

は「貸付金基準日応当日」と読み替えるものと 準年度」と、「交付金基準日応当日」とあるの 付金算定基準年度」とあるのは「貸付金算定基 で」とあるのは「貸付金基準日まで」と、「交 場合において、第二十六条中「交付金基準日ま

省令で定めるところにより算定した額の合計額 の算定方法) (算定政令第十四条第二項第二号ハの厚生労働

第三十二条 算定政令第十四条第二項第二号ハの

次のイ及びロに掲げる額の合計額

料収納下限額未満市町村が収納した当該年・ 当該特定期間の初年度において当該保険 度分の保険料の額

- 険料の額に、(1)に掲げる額を(2)に 掲げる額で除して得た率を乗じて得た額 当該特定期間の終了年度の四月一日から
- 険料の額の合計額
- 次に掲げる額の合計額
- 分の保険料の額 収納した貸付金算定基準年度の前年度 に当該保険料収納下限額未満市町村が における貸付金基準日応当日までの間 一日から貸付金算定基準年度の前年度 貸付金算定基準年度の前年度の四
- 月一日から貸付金算定基準年度の前々 村が収納した貸付金算定基準年度の前の間に当該保険料収納下限額未満市町 年度における貸付金基準日応当日まで 々年度分の保険料の額 貸付金算定基準年度の前々年度の四

二 当該特定期間における貸付金基準日まで 及び第二項の規定による繰入金の額 ることが明らかになった法第九十九条第一項 後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れ 会計から当該保険料収納下限額未満市町村 当該保険料収納下限額未満市町村の一般

 $\mathcal{O}$ 

(基金事業対象収入額の算定方法)

織する各保険料収納下限額未満市町村(算定政 げる額に当該後期高齢者医療広域連合の基金事 た市町村保険料収納下限額から、次の各号に掲 未満市町村をいう。以下同じ。)につき算定し 令第十三条第二項に規定する保険料収納下限額 の合計額は、当該後期高齢者医療広域連合を組 厚生労働省令で定めるところにより算定した額 業対象比率を乗じて得た額を控除して得た額の 台計額とする。

限額未満市町村が収納した当該年度分の保 貸付金基準日までの間に当該保険料収納下

市町村が各年度に収納した各年度分の保 年度において当該保険料収納下限額未満 貸付金算定基準年度の前年度及び前々

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で 児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付 療に要する費用のための収入の額のうち療養の げる額の合計額とする。 第百十七条第二項の規定による拠出金、出産育 項に規定する療養の給付等に要した費用の額を 給付等に要した費用の額(算定政令第四条第一 百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計 第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第 の額の合計額、法第九十五条の規定による調整 九十六条並びに第九十八条の規定による負担金 をいう。)、法第九十三条第一項及び第二項、第 額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該 定めるところにより算定する基金事業対象収入 に要した費用の額に係るものの額として次に掲 に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還 いう。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金、法 よる補助金の額の合計額その他の後期高齢者医 額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定に 額、法第百十七条第一項の規定による交付金の 交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び 特定期間における実績保険料収納額(法第百十 六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額

二項の規定による拠出金、出産育児支援金及 とができる場合は当該額 た費用の額に係るものの額として算定するこ 費用の額並びに基金事業借入金の償還に要し び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した 額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第 当該額のうち療養の給付等に要した費用

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用 額、財政安定化基金拠出金、法第百十七条第 た費用の額に係るものの額として算定するこ 費用の額並びに基金事業借入金の償還に要し び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した 二項の規定による拠出金、出産育児支援金及 率を乗じて得た額 とができない場合は当該額に基金事業対象比

基礎となる期間及び額)(特別高額医療費共同事業交付金の額の算定の第五章(特別高額医療費共同事業

第三十四条 算定政令第二十一条の厚生労働省令 えるものの二百万円を超える部分の額の合計額 酬請求書に係るものに限る。) が四百万円を超 支払基金の特別審査委員会が審査を行う診療報 第百二十九号)第二十一条第一項の規定により 会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律 係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社 定する指定法人をいう。以下同じ。)が審査に 七十条第五項の規定により指定法人(同項に規 以外の診療に係るものに限る。)若しくは法第細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療 を受けた診療報酬請求書(入院外の診療報酬明 次項において同じ。) が審査に係る事務の委託 会(法第十七条に規定する国保連合会をいう。 第四項の規定により支払基金若しくは国保連合 きは、その給付額を控除した額)(法第七十条 第一項に規定する法令による給付が行われたと ついて受けた療養に係る費用の額(当該療養 薬局その他の者(以下「病院等」という。)に 第三号の規定が適用される被保険者を除く。) 期高齢者医療の被保険者(法第六十七条第一項 における当該後期高齢者医療広域連合が行う後 齢者医療広域連合につき、前項に規定する期間 定めるところにより算定した額は、当該後期高 から当該年度の十二月三十一日までとする。 で定める期間は、当該年度の前年度の一月 に係る同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、 において同じ。)を除く。)につき法第五十七条 (特定給付対象療養 (施行令第十四条第一項第 一号に規定する特定給付対象療養をいう。次項 算定政令第二十一条第一号の厚生労働省令で 日 2

四項の規定により支払基金若しくは国保連合会関定 対象療養を除く。)につき法第五十七条第一段別高齢者医療広域連合につき、第一項に規定する法令による給付が行われたとき間に規定する法令による給付が行われたときでは、その給付額を控除した額(当該療養(特定給失力を療養に係る費用の額(当該療養(特定給失力を療養に係る費用の額(当該療養(特定給養療養を除く。)につき法第五十七条第一段では、その給付額を控除した額)(法第七十条第一段付対象療養を除く。)につき法第五十七条第一段付対象療養を除く。)につき法第五十七条第一段付対象療養を除く。)につき法第五十七条第一段では、その給付額を控除した額(法第五十七条第一段)を対象療養を除く。)につき法第五十七条第一段が表情を解している。

書(入院外の診療報酬明細書に係る診療報酬請求書であって、歯科診療以外の診療に係るものに限る。) 若しくは同条第五項の規定により指に限る。) 若しくは同条第五項の規定により指言法人が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求書又は社会保険診療報酬支払基金法第二十一条第一項の規定により支払基金の特別審査会が審査を行う診療報酬請求書に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた診療報酬請求が審査に係る事務の委託を受けた。

算定方法)(特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額の

第三十五条 算定政令第二十四条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における法に、同年度の各後期高齢者医療広域連合が行う後期高額医療費共同事業交付金をいう。)を受けし、後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金をいう。)を受けし、後期高齢者医療広域連合がらとは、同年度の前々年度の規定による拠出金をいう。)を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、同年度の各後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数をに、同年度の育定性度の判定による拠出金をいう。)を徴収する事務の処理に要する費用の見込額に、同年度の有定による拠出金をいう。)を徴収する事務の処理に要する費用の見込額に、同年度の各後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数の合計数で除して得意を乗じて得た額とする。

る。 の各月末における被保険者の数の合計数とす 齢者医療の被保険者の数は、四月から三月まで 前項の後期高齢者医療広域連合が行う後期高

# (後期高齢者調整金額) 第六章 後期高齢者支援金等

3

第三十六条 第二条及び第三条の規定は、法第百第三十六条 第二条及び第三条の規定を制定を額の表の上欄に掲げる規定や同表の中欄に掲げるの表の上欄に掲げる規定や同表の中欄に掲げる規定する後期高齢者調整金額の み替えるものとする。

金の額 金の額 金の額 第章 金の額 (法第三十四金の額(法第三十十分) 第二 無類前期高齢者交付概算後期高齢者支援 (3) 第二 (3) 第二 (4) 第一項に規定する条第一項に規定する 第二 (4) 第一級 (4)

確定前期高齢者交付超過後期高齢者支援超過 が象保険者 対象保険者 対象保険者

前期高齢者交付金後期高齢者支援金等前期高齢者交付超過後期高齢者支援超過前期高齢者交付超過後期高齢者支援超過前期高齢者交付超過後期高齢者支援控除

対象額の見込額の総額の算定方法)(概算後期高齢者支援金の算定に係る保険納付

者交付金をいう。以者支援金等をいう。

に規定する前期高齢|に規定する後期高齢

(法第三十二条第一項|(法第百十八条第一項

下同じ。)を交付するを徴収する業務

率(法第百条第一項に規定する後期高齢者負担げる額に一から当該年度に係る後期高齢者負担保険納付対象額の見込額の総額は、第一号に掲第三十七条 法第百二十条第一項各号に規定する

る。 除して得た率を乗じて得た額との合計額とす 額に一から同年度に係る後期高齢者負担率を控して得た率を乗じて得た額と、第二号に掲げる 率をいう。以下同じ。)及び百分の五十を控除

- た額 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得
- う。以下同じ。)の総額 高齢者医療広域連合の負担対象額をいう。以下同じ。)の総額 う。以下同じ。)の総額 第定政 大 当該年度の前々年度における全ての後期
- 厚生労働大臣が定める率厚生労働大臣が定める率場該年度における全ての後期高齢者に減連合の負担対象額の総額で除して医療広域連合の負担対象額の見込額の総額を同広域連合の負担対象額の見込額の総額を同な域連合の負担対象額の見込額の総額を同
- た額 イに掲げる額に口に掲げる率を乗じて得
- う。以下同じ。)の総額 令第四条第一項に規定する特定費用額をいう。以下同じ。)の総額 当該年度の前々年度における全ての後期

人当たり負担見込額の算定方法)(概算後期高齢者支援金の算定に係る加入者一

第三十八条 加入者一人当たり負担見込額は、当第三十八条 加入者一人当たり負担見込額は、当該年度における前条の規定により算定した保険者については、当該設立の日から同年度の三当該年度の四月二日以降に新たに設立された保じめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、年度ごとにおける前条の規定により算定した保険該年度における前条の規定により算定した保険該年度における前条の規定により算定した保険該年度における前条の規定により算担見込額は、当

概算負担率の算定方法)(概算後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割

を法第百二十条第一項第一号口に規定する全て保険者に係る加入者数の見込数を乗じて得た額規定する当該年度における全ての被用者保険等規定する加入者一人当たり負担見込額に次条に第三十八条の二 総報酬割概算負担率は、前条に

度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率と 込額の合計額で除して得た率を基礎として、年の被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見

(被用者保険等保険者に係る加入者数の見込数

第三十八条の三 法第百二十条第一項第一号に規 数の総数とする。 保険等保険者に係る同年度における加入者見込 険者に係る加入者数の見込数は、全ての被用者 定する当該年度における全ての被用者保険等保

(確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付

る保険納付対象総額の総額は、 対象総額の総額の算定方法 法第百二十一条第一項各号に規定す 当該年度の前々

療広域連合の負担対象拠出金額(算定政令第四た額との合計額に同年度における後期高齢者医 得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して 規定する特定流行初期医療確保拠出金の額をい 医療確保拠出金の おける後期高齢者医療広域連合の特定流行初期 を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度に 同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十 第四十条の四において同じ。)の総額に一から 条第一項に規定する負担対象拠出金額をいう。 後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得 連合の特定費用額の総額に一から同年度に係る 得た額と、同年度における後期高齢者医療広域 担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて 象額の総額に一から同年度に係る後期高齢者負 年度における後期高齢者医療広域連合の負担対 第四十条の四において同じ。)の総額に一 額(算定政令第四条第一項に

(確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者 人当たり負担額の算定方法)

第三十九条の二 加入者一人当たり負担額は、 保険者については、当該設立の日から同年度のの前々年度の四月二日以降に新たに設立された 三月三十一日までの間の日数に応じて算定した 労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度 た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生 る全ての保険者に係る加入者の総数で除して得 定した保険納付対象総額の総額を同年度におけ 該年度の前々年度における前条の規定により算

健

(確定後期高齢者支援金の算定に係る総報酬割

第三十九条の三 確定負担率の算定方法) 総報酬割確定負担率は、前条に

規定する加入者一人当たり負担額に次条に規定

又は算定政令第二十五条の三

厚生労働大臣が定める率とする。 険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除し 者に係る加入者数を乗じて得た額を法第百二十 する前々年度における全ての被用者保険等保険 て得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ 一条第一項第一号ロに規定する全ての被用者保

(被用者保険等保険者に係る加入者数の算定方

第四十条 法第百二十一条第一項第一号に規定す の総数とする る全ての被用者保険等保険者に係る加入者の数 に係る加入者数は、当該年度の前々年度におけ る前々年度における全ての被用者保険等保険者

(加算対象保険者の基準)

第四十条の二 算定政令第二十五条の三第一項第 厚生労働省令で定める基準は、 以下同じ。)の実施状況が不十分なものとして れかに該当することとする。 二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。 号に規定する特定健康診査等(法第十八条第 次の各号のいず

満たないこと。 の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実施率に 附則第二条から第五条までにおいて同じ。) ら第四十条の三まで、第四十四条第二項及び 労働大臣が定める組合をいう。以下この条か 二十五条の三第一項第一号の規定により厚生 本私立学校振興・共済事業団又は算定政令第 掲げる保険者(健康保険組合、共済組合、日 実施率が、同年度において、次の表の上欄に 当該年度の前年度における特定健康診査の 健 保

私立学校振興・共済事業康保険組合」という。)、	五条までこおいて「総、次条及び附則第二条	されたものに限る。以下この一条第二項の規定により設立に康保険組合(健康保険法第十	は共済組合といきまである。	<b>条までこおいて「単一次条及び附則第二条かたものに限る。以下こ</b>	一条第一項の規定により設立健康保険組合(健康保険法第十	
	= :	百 三 六 分 ・ 十 の			百分の	実施率
			4			

生労働大臣が定める組合 第一項第一号の規定により厚

実施率が、同年度において、次の表の上欄に げる実施率に満たないこと。 当該年度の前年度における特定保健指導

める組	により厚生労働大臣	一項第	又は算定政令第二十	振興・共済事	総合型健康保険組合、日本		共済組合		単一型健康保険組合	保険者の種類
					百分の五	三・五	百分の十	一 · 四	百分の十	実施率

2 る。 診者の数を同年度における当該保険者に係る特 までにおいて「特定健康診査」という。)の受 る法第十八条第一項に規定する特定健康診査 は、当該年度の前年度における当該保険者に係 の条、次条及び附則第二条から第五条までにお 定健康診査の対象者の数で除して得た数とす (以下この条、次条及び附則第二条から第五条 いて単に「特定健康診査の実施率」という。) 前項第一号の特定健康診査の実施率(以下こ

3 及び附則第二条から第五条までにおいて単に 保険者に係る特定保健指導の対象者の数で除 条第一項に規定する特定保健指導(以下この 度の前年度における当該保険者に係る法第十八 て「特定保健指導」という。)が終了した者そ 「特定保健指導の実施率」という。)は、当該年 て得た数とする。 第一項第二号の特定保健指導の実施率(次条 他これに準ずる者の数を同年度における当該 次条及び附則第二条から第五条までにおい

げる保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に て厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲 ことについてやむを得ない事由があるものとし する特定健康診査等の実施状況が不十分である 定める基準とする。

は口に該当すること。 第一項第一号に該当する保険者 災害その他の特別の事情が生じたことに

より、当該年度の前年度に当該保険者にお

掲げる保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲

算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定

次のイ又

いて、 特定健康診査を実施できなかったこ

当該年度の前年度に特定健康診査を実施

らハまでのいずれかに該当すること。 イ 災害その他の特別の事情が生じたことに より、当該年度の前年度に当該保険者にお 第一項第二号に該当する保険者 次のイか いて、特定保健指導を実施できなかったこ 帰することができない事由があったこと。 した保険者において、当該保険者の責めに

ものに係る同年度の特定健康診査の実施率 象者の数が千人未満の保険者であって当該 特定健康診査等の実施体制その他の事項に が、同年度において、 ついて厚生労働大臣が定める基準を満たす る平均値以上であること。 る保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げ 特定健康診査等の当該年度の前年度の 次の表の上欄に掲げ

率の平均値	
特定健康診査の実施	
全ての共済組合に係る	共済組合
の実施率の平均値	団
に係る特定健康診査	興·共済事業
校振興・共済事業団	私立学校振
組合及び日本私立学	組合又は日本
全ての総合型健康保険	総合型健康保険
値	
診査の実施率の平均	
組合に係る特定健康	組合
全ての単一型健康保険	単一型健康保険
	める組合
	労働大臣が定
	定により厚生
査の実施率の平均値	項第一号の規
合に係る特定健康診	五条の三第一
全ての国民健康保険組	算定政令第二十
平均値	保険者の種類

況及び改善状況等を勘案し、 ために必要な事業の実施状況が十分なものとし めるものとする。 て厚生労働省令で定める基準は、事業の取組状 する各保険者に係る加入者の健康の保持増進 算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定 帰することができない事由があったこと。 した保険者において、当該保険者の責めに 当該年度の前年度に特定保健指導を実施 厚生労働大臣が定

5

は算定政令第 共済事業団又 立学校振興· 総合型健康保険

百

一分の四

百

分

の

百分の

+

百

分

四の以未十上

百分

五〇

1未満

未分五満の以

七上

十百 +

五. 〇

分の

六

百

分

0)

百分の

ŧ

百

分

 $\sigma$ 

未 分 五 満 の 以 一 一 百

未の以 満六上

+ 百

Ŧí. 分

一分の六 六十未満

百

分

0

百分の

五.

百

分

O

五 未満 ・ 正 い 上 百

上百分 七

五. 五.

の以

満 七の 以 分の五 未満

分

の

百

分

0)

組合、

日本私

五未満

百

百

分

0

五以上

百

第四十条の二の二 算定政令第二十五条の三第一 項第一号に規定する厚生労働省令で定める率 する厚生労働省令で定める率 保険者に通知するものとする。 ときは、その旨を前項の規定による申出をした げる基準又は第五項の基準に該当すると認める った場合において、当該申出が第四項各号に掲 その旨を申し出るものとする。 めたときは、速やかに、厚生労働大臣に対し、 の基準のいずれかに該当すると見込まれると認 (算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定 厚生労働大臣は、前項の規定による申出があ 保険者は、第四項各号に掲げる基準又は前項

率(ただし、当該率が百分の百十を超えるとき 掲げる保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲 実施率が、同年度において、次の表の上欄に 当該年度の前年度における特定健康診査の 一に第一号及び第二号に掲げる率を加えた 百分の百十)とする。

げる実施率に該当する保険者について、 の下欄に掲げる率 同表

保険者の種類

一型健康保険

百分の五 実施率

+ 百 率

分

0)

単一型健康保険

百分の

未

百

満

組合又は共済

(上百分

百

分

百分の

百

兀

日分の一以

五.

Ŧi.

未

百分の二・

百

分

 $\sigma$ 

立学校振興·

分

0)

百

分

の

未満 

七

五.

七 五

以

五百

の

• 分

五.

未

実施率が、同年度において、 当該年度の前年度における特定保健指導の 百 未満 満 三 の以 分の六 上百 六 次の表の上欄に 未 分 + 百 五. 〇 分

の下欄に掲げる率 げる実施率に該当する保険者について、 掲げる保険者の種類に応じ、 保険者の種類 実施率 同表の中欄に掲 率 同表

分 分 総合型健康保険 合、日本私 百分 百 上百分の の 以 満 十 三 • 分 の — 0 百 百 五〇 分 分 の

が定める組合 厚生労働大臣 の規定により 第一項第一号 は算定政令第 共済事業団又 一十五条のコ 百分の三・ 百分の二・ 分の三・ 正以上百 分の五 未 主 五未満 分の二・ 五未満 ー ・ 五 分 の 五以上百 満 分 。 -・ 百 百 百 三 兀 分 分 分 の 0)

減算対象保険者の基準)

満

第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第 二号に規定する特定健康診査等及び各保険者に

> 係る加入者の健康の保持増進のために必要な事 等を勘案し、 で定める基準は、事業の取組状況及び改善状況 業の実施状況が十分なものとして厚生労働省令 厚生労働大臣が定めるものとす

第一項第一号

未満

百

以上百つの五・

分十

百

分

O

二十五条の三

分

0)

五.

+

共済組合

百

0

<del>\*</del>

百

分

0)

が定める組合 厚生労働大臣 の規定により

五.

+

五.

百

五.

百

分

O

百分の二・

百

分

未満

上 百

兀

分の以

二・七五

分 満 分

百

分

0)

七五以上

三

未満 の以

分五分 の以の

上

十百 +

六

険納付対象総額の総額の算定方法) 、調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保

第四十条の四 期医療確保拠出金の額の総額に一から同年度 総額に一から同年度の後期高齢者負担率及び百 後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額の 度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額規定する保険納付対象総額の総額は、当該年度 た額との合計額を加えて得た額とする。 分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、 額に一から同年度の後期高齢者負担率を控除し 五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年 後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得 同年度の後期高齢者医療広域連合の特定流行初 て得た率を乗じて得た額との合計額に同年度の 一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の 算定政令第二十五条の三 総

百分

の五

百

分

五以上百

満

五・五未 百

分

百分の七・

百

分

の

分 五以上百

の

五未満 分の七

入者一人当たり負担額の算定方法) 〈調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該 とにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とす 者の総数で除して得た額を基礎として、年度ご総額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入 年度の前条の規定により算定した保険納付対象 ら同年度の三月三十一日までの間の日数に応じ 設立された保険者については、当該設立の日 る。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに て算定した額とする。

入者の総数等の算定方法) (調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加

第四十条の六 算定政令第二十五条の三第二項に として厚生労働省令で定めるところにより算定 該各年度における当該保険者に係る加入者の数 ころにより算定したものは、当該各年度にお る加入者の総数として厚生労働省令で定めると 規定する当該各年度における全ての保険者に係 係る加入者の数とする。 したものは、当該各年度における当該保険者に る全ての保険者に係る加入者の総数とする。 算定政令第二十五条の三第二項に規定する当 け

2

第四十一条 条に規定する後期高齢者関係事務費拠出金 (後期高齢者関係事務費拠出金の額の算定方法) 第二十一条の規定は、法第百二十二 (以

号」と読み替えるものとする。 号」とあるのは、「法第百三十九条第一項第二て、第二十一条中「法第百三十九条第一項第一 額の算定について準用する。この場合におい 「後期高齢者関係事務費拠出金」という。)

する通知 (後期高齢者医療広域連合が行う支払基金に対

2

第四十二条 れぞれ当該各号に定める期日までに行うものと う通知は、次の各号に掲げる事項について、そ 後期高齢者医療広域連合が支払基金に対して行 法第百二十三条第一項の規定により

て同じ。)及びその内訳 当該月の翌々月の規定する保険納付対象額をいう。次号におい規定する保険納付対象額(法第百条第一項に

(後期高齢者支援金等に係る納付の猶予の申請) 該年度の翌年度の六月一日 各年度の保険納付対象額及びその内訳 当

十六条第一項において同じ。)の一部の納付の項に規定する後期高齢者支援金等をいう。第四 猶予を受けようとする保険者について準用す により後期高齢者支援金等(法第百十八条第一 条において準用する法第四十六条第一項の規定 第二十二条の規定は、法第百二十四 2

# 出産育児支援金等

(出産育児一時金等の支給に要する費用の額の 額の算定方法)

は、医療保険各法(法第七条第一項に規定する額の総額を基礎として厚生労働省令で定める額定する出産育児一時金等の支給に要する費用の第四十三条の二 法第百二十四条の三第一項に規 時金等」という。)の支給に要する費用の総額出産費(第四十三条の四において「出産育児一 一時金、家族出産育児一時金、出産費及び家族医療保険各法をいう。)の規定による出産育児

第四十三条の三 第二十一条の規定は、法第百二 う。)の額の算定について準用する。この場合金(以下「出産育児関係事務費拠出金」とい 項第三号」と読み替えるものとする。 項第一号」とあるのは、「法第百三十九条第一 において、第二十一条中「法第百三十九条第一 十四条の六に規定する出産育児関係事務費拠出 (出産育児関係事務費拠出金の額の算定方法) (出産育児支援金等に係る支払基金に対する通

第四十三条の四 定により保険者が支払基金に対して行う通知:四十三条の四 法第百二十四条の七第一項の規 4

九月一日までに行うものとする。 要した費用の額について、当該年度の翌年度の は、各年度における当該保険者に係る出産育児 一時金等の金額及び出産育児一時金等の支給に

第四十三条の五 第二十二条の規定は、法第百二 項の規定により出産育児支援金及び出産育児関十四条の八において準用する法第四十六条第一 係事務費拠出金の一部の納付の猶予を受けよう 翌年度の六月一日までに行うものとする。 連合に係る被保険者の数について、当該年度の 高齢者医療広域連合が支払基金に対して行う通 とする保険者及び後期高齢者医療広域連合につ 知は、各年度における当該後期高齢者医療広域 (出産育児支援金等に係る納付の猶予の申請) 法第百二十四条の七第二項の規定により後期

## いて準用する。

(保険者が行う支払基金に対する報告)

第四十四条 保険者は、支払基金が集約し保険者 年度の翌年度の六月一日までに報告しなければ 者の数及び前期高齢者である加入者の数を、同 ならない し、毎年度、当該年度の各月末日における加入 2対して提供した情報を勘案し、支払基金に対

提出する方法により、同年度の翌年度の十一月よる情報処理の用に供されるものをいう。)を の他人の知覚によっては認識することができなの他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ 関する結果として厚生労働大臣が定める事項 計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と支 度の末日における特定健康診査等の実施状況に い方式で作られる記録であって、電子計算機に する方法又は当該事項を記録した光ディスクそ で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用 払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線 一日までに報告しなければならない。 保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年 電子情報処理組織(保険者が使用する電子 2

3 る保険者の給付に要する費用等の額(第五項に の翌年度の九月一日までに報告しなければなら 項第一号口(2)及び第二号口(2)に規定す おいて「法定給付費額」という。)を、同年度 度、当該年度の各月における法第三十八条第一 提供した情報を勘案し、支払基金に対し、毎年 保険者は、支払基金が集約し保険者に対して

提供した情報を勘案し、 保険者は、支払基金が集約し保険者に対して 支払基金に対し、 各月

5 る。)における加入者の数、前期高齢者である から三月以内に文書により報告しなければなら 費額を、当該合併、分割又は解散が行われた日 加入者の数、法定給付費額及び前期高齢者給付 割又は解散が行われた日の属する月にあって 金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅 算法人は、前各項に定めるもののほか、支払基 降に行われた場合における当該合併により成立 は、当該合併、分割又は解散が行われた日とす び当該合併後存続する保険者並びに当該解散を (分割後存続する保険者がある場合を除く。) 及した保険者、当該分割により成立した保険者 した保険者の同年度の各月末日(当該合併、分 した保険者の権利義務を承継した保険者又は清 合併、分割又は解散が当該年度の四月二日以

(新設等の届出)

第四十五条 新たに設立された保険者又は合併若 ら十四日以内に、次の各号に掲げる事項を支払 立された日又は合併若しくは分割があった日か 基金に届け出なければならない。 しくは分割により成立した保険者は、新たに設

保険者の名称及び保険者番号

代表者の氏名 主たる事務所の所在地

があった日若しくは解散した保険者の権利義務 とき、又は前項各号に掲げる事項のいずれかに に、その旨を支払基金に届け出なければならな れかについて変更があった日から十四日以内 を承継した日又は同項各号に掲げる事項のいず ついて変更があったときは、合併若しくは分割 若しくは解散した保険者の権利義務を承継した 保険者は、合併若しくは分割があったとき

報告等) (被用者保険等保険者が行う支払基金に対する

第四十五条の二被用者保険等保険者は、支払基 れぞれ当該各号に定める期日までに報告しなけ 金に対し、次の各号に掲げる事項について、そ ればならない。

の前年度の二月末日 各年度の標準報酬総額の見込額 当該年度

当該年度の翌年度の六月一日

各年度の各月末日における被保険者の

数

三 各年度の標準報酬総額 の八月 当該年度の翌年度

ごとの当該保険者に係る前期高齢者給付費額及

びその内訳を、当該月の翌々月の十五日までに

報告しなければならない。

報酬総額」と読み替えるものとする。 た日の属する月にあっては、当該合併、分割又 者の支払基金に対する標準報酬総額の報告につ 解散が行われた場合における被用者保険等保険 額及び前期高齢者給付費額」とあるのは 数、前期高齢者である加入者の数、法定給付費 は解散が行われた日とする。)における加入者 険者」とあるのは「被用者保険等保険者」と、 いて準用する。この場合において、同項中 (端数計算) 「各月末日(当該合併、分割又は解散が行わ 第四十四条第五項の規定は、合併、 保 れ

第四十六条 る 端数があるときは、これを切り捨てるものとす 金等又は後期高齢者支援金等の額に一円未満の 前期高齢者交付金、前期高齢者納付

2 る。 下欄に掲げるところにより計算するものとす おいて、その額等に端数があるときは、同表の 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合に

||対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額 |第二条第一項に規定する前期高齢者交付控除

捨

|定する前期高齢者納付控除対象保険者に係る 対象保険者に係る前期高齢者交付調整金額 前期高齢者納付調整金額 |第十七条において準用する第二条第一項に規 |第二条第二項に規定する前期高齢者交付加質

第十七条において準用する第二条第二項に規 前期高齢者納付調整金額 |定する前期高齢者納付加算対象保険者に係る

|第十八条の二に規定する当該年度の前々年度 おける当該被用者保険等保険者の標準報酬

酬

総額の見込

法第三十四条第1

加

|第三十六条において準用する第二条第二項 規定する後期高齢者支援控除対象保険者に係 第三十六条において準用する第二条第 第十九条の二ただし書に規定する当該年度 第十九条の二ただし書に規定する当該年度 |第十八条の二ただし書に規定する当該年度 |前々年度における当該被用者保険等保険者の |第十八条の二ただし書に規定する当該年度 |者の被保険者の数で除して得た額 |総額を同年度における当該被用者保険等保険 |法第三十四条第四項第 率を乗じて得た額 係る後期高齢者支援金の概算額に概算額補正 |法第三十四条第三項に規定する前期高齢者| る前期高齢者に係る後期高齢者支援金の |法第三十四条第一項第一号イ る後期高齢者調整金額 る後期高齢者調整金額 |該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当 当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除 標準報酬総額に相当する額を同年度における 前々年度における当該被用者保険等保険者の 者の被保険者の数で除して得た額 |総額を同年度における当該被用者保険等保険 第十九条の二に規定する当該年度の前々年度 |該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当 前年度における当該被用者保険等保険者の標 当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除 標準報酬総額に相当する額を同年度における i者に係る後期高齢者支援金の概算額に概算 紀定する後期高齢者支援加算対象保険者に係 る数で除して得た額 .おける当該被用者保険等保険者の標準報酬 入者調整率を乗じて得た額 第三十四条第五項第 報酬総額に相当する額を同年度における当 年度における当該被用者保険等保険者の標 る数で除して得た額 報酬総額に相当する額を同年度における当 三項に規定する概算調整対 一号に規定する前期高 号に規定する標準 2 に規定す 一項 法第三十八条第一 整額 法第一 る額 法第三 る額 法第一 見込額 る額 る額 酬総額 る前期 法第三十八条第一項第一号イ加入者調整率を乗じて得た額 率を乗じて得た額 |係る後期高齢者支援金の確定額に確定額補正 第五条第 |口に規定する調整前確定後期高齢者支援金 算定政令第一 法第三十九条第 |法第三十八条第三項本文に規定する負担調整 齢者に係る後期高齢者支援金の確定額に確定 法第三十五条第五項第 法第三十五条第四項第 法第三十五条第三 基準額 法第三十五条第三 法第三十五条第 る前期高齢者に係る後期高齢者支援金の 法第三十五条第一 法第三十八条第一 額 額 三十八条第 三十九条第 一十九条第 一十九条第 一十九条第 (高齢者に係る流行初期 項 一十五条の三第 に規定する前期高齢者給付費見 三項本文に規定する負担調 一項第一号イ 項第二号ロ本文に掲げる額 項第 項第 項第 項第 一項に規定する前期高齢者. 一項に規定する確定調整対象 項第二号口 項第二号イ 項第 項第二号イ 一号イ 一号に規定する前期 一号に規定する標準 一号イ 号口 号ロ本文に掲げる額 号イ 項第二号イ及び 本文に掲げる額 本文に掲げる額 医療確保拠出金 3 (2) に規定す  $\widehat{2}$ (2) に掲 2 (2) に掲げ に規定す に掲げ に掲げ 確 五捨四を数端の満未円 者支援金の算定に係る保険納付対象総 第三十九条に規定する保険納付対象総 第三十七条第 |第三十七条に規定する保険納付対象額の見 付費額 第十四条に規定する一の保険者に係る前期高 費額 第十三条第 第六条第 第九条第一項に規定する概算加入者調整率 第八条の三第 第四十条の四に規定する調整前確定後期高 総額 第三十七条第二号本文に掲げる額 第十八条第一 |齢者である加入者| 費見込額 者である加入者 第七条に規定する 込額 額の総額 る前期高齢者である加入者の見込数 総額 する加入者見込数 一条の一 二第 項に規定する調整対象外給付費見 項各号本文に掲げる額 項に規定する調整対象外給 項各号列記以外の部分に規定 号本文に掲げる額 項に規定する当該保険者に係 一人当たりの前期高齢者給! 人当たりの前期高齢者は 0) 、保険者に係る前期高 額 額 0 位五第下以点数小 入五捨四を数端の満未 るす λ 額を定めたときは、第四十七条 厚生労働 |定する保険者別前期高齢者加入率 第十五条において準用する第十条第 加入率見込値 |第十条第二項に規定する保険者別前期 |の二第一項第三号イに掲げる額を同号ロに掲 |第八条の二第三項に規定する算定政令第| 0) |第八条の二第一項に規定する算定政令第一 |定する粗確定加入者調整率 第十五条において準用する第九条第1 定する確定加入者調整 第十五条において準用する第九条第一 げる額で除して得た率 る額で除して得た率 九条第二 一第一項第二号イに掲げる額を同号ロに掲 公示 一 第五条第一項第二号に規定する厚生労働大生労働大臣が定める率の二 第三条の三第一項第二号に規定する厚の三 第三条に規定する前期高齢者交付算定率 ·るものとする。 が定める率 一項に規定する粗概算加入者調整 んときは、年度ごとにあらかじめ公示 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は 一項に規 一項に規 一項に規 高齢 条 条 第 す入五捨四を満未 入五捨四を 満未位八

て得た額

て得た額

働大臣が定める率 第八条の三第一項第二号に規定する厚生労

三の三 第八条の五に規定する厚生労働大臣が 三の二 第八条の四に規定する厚生労働大臣が 定める額 定める率

定める率 第十一条に規定する一人平均前期高齢者給 第九条第三項に規定する概算補正係数

六 第十二条に規定する厚生労働大臣が定め 付費見込額

六の二 第十四条の三に規定する厚生労働大臣 六の三 第十四条の四に規定する厚生労働大臣 が定める額

六の四 第十四条の五に規定する厚生労働大臣 が定める率 が定める率 2

第十五条において準用する第九条第三項に

八 第十六条に規定する一人平均前期高齢者給 付費額 規定する確定補正係数

九 第十七条において準用する第三条に規定す 働大臣が定める率 る前期高齢者納付算定率 第十八条第一項第一号ロに規定する厚生労

十二 算定政令第一条の四第一号に規定する厚 労働大臣が定める率

第十八条第一項第二号ロに規定する厚生

十三 第十九条に規定する加入者一人当たり調 整前負担調整見込額 生労働大臣が定める額

十三の三 第二十条に規定する加入者一人当た 十三の二 算定政令第一条の九第一号に規定す る厚生労働大臣が定める額

十三の四 り調整前負担調整額 規定する厚生労働大臣が定める額 算定政令第一条の十第一項第一号に

十三の六 算定政令第一条の十第一項第二号に 十三の五 算定政令第一条の十第一項第一号に 規定する厚生労働大臣が定める率

十四 第二十一条に規定する厚生労働大臣が定 規定する厚生労働大臣が定める率 - 五 第三十六条において準用する第三条に規

定する後期高齢者支援算定率

十六 第三十七条第一号ロに規定する厚生労働 大臣が定める率

大臣が定める率 第三十七条第二号ロに規定する厚生労働

十八 第三十八条に規定する加入者一人当たり 負担見込額

十八の二 第三十八条の二に規定する総報酬割 概算負担率

三の四 第八条の六に規定する厚生労働大臣が

十九 第三十九条の二に規定する加入者一人当 たり負担額

十九の二 第三十九条の三に規定する総報酬割

二十一 第四十三条の三において準用する第1 一十 第四十一条において準用する第二十一条 確定負担率 に規定する厚生労働大臣が定める額

ごとにあらかじめ公示するものとする。 厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を年度 十一条に規定する厚生労働大臣が定める額 第十条第一項に規定する全保険者平均前期

規定する全保険者平均前期高齢者加入率 高齢者加入率見込値 第十五条において準用する第十条第一項に

#### (施行期日) 附 則

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施 行する。 (令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る加

第二条 令和三年度の確定後期高齢者支援金に係 る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定 算対象保険者の基準) の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のい として厚生労働省令で定める基準は、 する特定健康診査等の実施状況が不十分なもの れかに該当することとする。 第四十条

施率に満たないこと。 保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実 が、同年度において、次の表の上欄に掲げる 令和二年度における特定健康診査の実施率

単一型健康保険組合又は共済 総合型健康保険組合、 保険者の種類 は算定政令第二十五条の三 立学校振興・共済事業団又 日本私 百分の 百 実施率 + Ŧi. + 分 七 0) Ŧi

が、同年度において、次の表の上欄に掲げる一 令和二年度における特定保健指導の実施率 保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実 施率に満たないこと。

大豆が定める狙合	第一号の規定により厚生労働	ジ三第	学校振興・共済事業団又は算	総合型健康保険組合、日本私立	合	単一型健康保険組合又は共済組	保険者の種類
			五.	百分の	+	百分の	実施率

算対象保険者の基準) (令和四年度の確定後期高齢者支援金に係る加

第三条 令和四年度の確定後期高齢者支援金に係 として厚生労働省令で定める基準は、第四十条 する特定健康診査等の実施状況が不十分なもの の二第一項の規定にかかわらず、次の各号のい る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定 ^れかに該当することとする。

保険者の種類に応じ、 が、同年度において、次の表の上欄に掲げる 施率に満たないこと。 令和三年度における特定健康診査の実施率 同表の下欄に掲げる実

								1
且子 により厚生労	政令第二十五条の三第一	学校振興・共済事業団又は算	総合型健康保険組合、日本私立		組合	単一型健康保険組合又は共済	保険者の種類	
		六十	百分の	五	六十	百分の	実施率	

保険者の種類に応じ、同表の下欄に掲げる実 が、同年度において、次の表の上欄に掲げる 施率こ満たないこと。 令和三年度における特定保健指導の実施率

団又は算定政令第二十五私立学校振興・共済事業	型健康保険組合、日		共済組合	単一型健康保険組合	保険者の種類	か 当 に 清 オ オ し こ と
	百分の五	一· 七	百分の十	百分の十	実施率	

厚生労働大臣が定める組合 第一項第一号の規定により

プ目が定める組合

一 令和二年度における特定保健指導の実施率 施率に該当する保険者について、同表の下欄保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実 が、同年度において、次の表の上欄に掲げる

			合又は共済組合	単一型健康保険組	保険者の種類
分以 上 の 百	○ • 5 • 0	未満	· -	百分の	実施率
	一 5 0		五.	百分の	率

条の三第一項第一号の 定により厚生労働大臣 定める組合

厚生労働省令で定める率) 定政令第二十五条の三第一項第一号に規定する (令和三年度の確定後期高齢者支援金に係る算

第四条 令和三年度の確定後期高齢者支援金に係

号に掲げる率を加えた率とする。 る算定政令第二十五条の三第一項第一号に規定 の二の規定にかかわらず、一に第一号及び第二 する厚生労働省令で定める率は、第四十条の二 令和二年度における特定健康診査の実施率

保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実 施率に該当する保険者について、同表の下欄 が、同年度において、次の表の上欄に掲げる

		定める組合
	五十未満	り厚生労働大臣が
_	上百分の	第一号の規定によ
の	二・五以	十五条の三第一項
百分	百分の四十	又は算定政令第二
五.	満	振興・共済事業団
の	二・五未	合、日本私立学校
百分	百分の四十	総合型健康保険組
	満	
	七・五未	
_	分の五十	
の	五以上百	
百分	百分の四十	
五.		
の	五未満	又は共済組合
百分	百分の四十	単一型健康保険組合
率	実施率	保険者の種類

道 保	未流   未流   未流   (令和四年度の確定後期高齢者支援   第五条 令和四年度の確定後期高齢者   500 高   500   500 	総合型健康 会、日本 会、日本 を第一項 の規定により の規定により の規定により 原 を が を が を が を が の り の り の り の り り り り り り り り り り り り
実施率 百分の四十 五未満 七・五 分の五十 百分の 五十 百分の 五十 百分の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	未満   未満     未満	百 百 百

に掲げる率 施率に該当する保険者について、同表の下欄 保険者の種類に応じ、同表の中欄に掲げる実 令和三年度における特定保健指導の実施率 同年度において、次の表の上欄に掲げる

組合、日本私

未満

												組合	甲一型健康保険	保険者の種類	予 に る ≥
分の七・	五以上百	百分の五・	満	五・五未	百分の	七五以上	百分の二・	七五未満	分の二・	一以上百	百分の〇・	一未満	百分の〇・	実施率	
	_	百分の				=	百分の			Ξ.	百分の	+	百分の	率	

が定める組合 厚生労働大臣 の規定により

五未満 分の二・ 五以上百

五以上百

百

分

百分の三・

百

分

五未満 分の三

分の五未 五以上百

五〇

二十五条の三 は算定政令第 共済事業団又 立学校振興・

分 の ー・

五未満

分の〇・

百

以上百

項第一号

百分の一・

百分

第六条 法附則第二条の厚生労働省令で定める者 は、 (法附則第二条の厚生労働省令で定める者) 次に掲げる者とする。

二十一条中「第百三十九条第一項第一号」とあ

Ŧi.

未満

		洧	
第九条 第八条の三第一項の規定は、法附則第八			
方法)		一・七未	
(病床転換支援金に係る加入者見込数等の算定	五.	分の十	
の他の厚生労働大臣か定めるものとする	0	五以上百	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	百分の	百分の七・	
7人条第二十九頁こ規定する介護医療	ì	7 =	
設は、介護保険法(平成九年法律第百二十三		五未満	
第八条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施		分の七・	
1913	_	五以上百	
いう。)が必要と認められる病床	百分の	百分の五・	
転換(法附則第二条に規定する病床の転換を		満	
療の効率的な提供の推進のために		五・五未	
		百分の	
一 医療法第七条第二項第四号に規定する療養	=	七五以上	
床の種別は、次に掲げる病床とする。	百分の	百分の二・	
第七条 法附則第二条の厚生労働省令で定める病		七五未満	
種別)		分の二・	
(法附則第二条の厚生労働省令で定める病床の	三	一以上百	
届出をした者	百分の	百分の〇・	
三 医療法第八条の規定により診療所の開設の	+	一未満	
を除く。)	百分の	百分の〇・	共済組合
の開設の許可を受けた者(前号に該当する者		満	
二 医療法第七条の規定により病院又は診療所	五.	分の十未	
三十九条第二項に規定する医療法人	•	五以上百	
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第	百分の	百分の七・	

百分の四十

百分

未満 二 • 新

二、五以

三

総合型健康保険組

百分の四十

百

+ 分 未満

百分の六十

百分

六十未満 上百分の

の六十五 以上百分

五〇

百分の五十

百

分 の

七・五以

総合型健康保険 百分の〇 百 分

める組合 生労働大臣が定 の規定により厚 三第一項第一号 令第二十五条の 業団又は算定政 校振興・共済事 日本私立学

百分の五十

百

分

五十未満

上百分の

の五十五 以上百分

未満

百分の五十

百分

五. 〇

未満 分の六十

三 分 の 2 規定する当該年度における全ての保険者に係る る加入者の見込数の算定について準用する。 条に規定する当該年度における当該保険者に係 第八条の三第二項の規定は、法附則第八条に 第八条の三第一項の規定は、法附則第八

当該年度における当該保険者に係る加入者の見 加入者の見込総数の算定について準用する。 新設保険者等に係る法附則第八条に規定する

第十一条 第二十一条の規定は、法附則第九条に 算定について準用する。この場合において、 規定する病床転換助成関係事務費拠出金の額の 度における病床転換助成事業に要する費用の二 じめ厚生労働大臣が定める額とする。 除して得た額を基礎として、年度ごとにあらか (病床転換助成関係事務費拠出金の額の算定方 十七分の十二に相当する額を加入者見込総数で 第

医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 医療法第七条の規定により病院又は診療所 九条第二項に規定する医療法人 第

第十条 加入者一人当たり負担見込額は、当該年 り負担見込額の算定方法) 込数の算定については、前項の規定にかかわら ず、第八条の三第三項の規定を準用する。 (病床転換支援金の算定に係る加入者一人当た

ものとする。 るのは、「附則第十一条第一項」と読み替える

第十二条 厚生労働大臣が、附則第十条に規定す が定める額を定めたときは、年度ごとにあらか て準用する第二十一条に規定する厚生労働大臣 る加入者一人当たり負担見込額及び前条におい じめ公示するものとする。 2

第十三条 第二十二条の規定は、法附則第十条に の一部の納付の猶予を受けようとする保険者に 定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。) り病床転換支援金等(法附則第七条第一項に規 ついて準用する。 (病床転換支援金等に係る納付の猶予の申請) いて準用する法第四十六条第一項の規定によ

(病床転換支援金等に係る端数計算)

第十四条 病床転換支援金等の額に一円未満の端 数があるときは、これを切り捨てるものとす

## 省令第七七号) 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日 から施

第八条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額及医療確保法第三十四条第一項第二号に規定する の確保に関する法律による保険者の前期高齢者 込額等」という。)の算定に係る高齢者の医療 費見込額(次項において「前期高齢者給付費見 び同条第二項第一号に規定する前期高齢者給付 が零を上回るものに係る同年度における高齢者 整前概算前期高齢者納付金相当額」という。) 期高齢者納付金相当額(次項において「負担調 第三十八条第二項に規定する負担調整前概算前 って、平成二十年度における高齢者医療確保法 び次条において「対象保険者」という。)であ 被用者保険等保険者であった者を除く。次項及 法律第百九十二号)第八十一条の二に規定する による改正前の国民健康保険法(昭和三十三年 前に平成十八年健保法等改正法第十三条の規定 第二項に規定する保険者(この省令の施行の日 おいて「高齢者医療確保法」という。)第七条 五十七年法律第八十号。以下この項及び次条に (前期高齢者給付費見込額等に係る算定の特例) 3 2

「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の一三分の一を乗じて得た額」と、同条第五項中 条第一項及び第五項の規定の適用については、 を乗じて得た額」とする。 同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に

「費用の額」とあるのは「費用の額に三分の二三分の二を乗じて得た額」と、同条第五項中 る負担調整前概算前期高齢者納付金相当額が零対象保険者であって、平成二十一年度におけ を乗じて得た額」とする。 条第一項及び第五項の規定の適用については、 同条第一項中「合計額」とあるのは「合計額に 給付費見込額等の算定に係る算定省令附則第三 を上回るものに係る同年度における前期高齢者

第九条 対象保険者であって、平成二十年度にお(前期高齢者給付費額等に係る算定の特例) とする。 るのは、「合計額に三分の一を乗じて得た額」 用については、これらの規定中「合計額」とあ る算定省令第十二条及び第三十九条の規定の適 規定する前期高齢者給付費額(次項において 付金相当額」という。)が零を上回るものに係 する負担調整前確定前期高齢者納付金相当額 ける高齢者医療確保法第三十九条第二項に規定 高齢者支援金の確定額及び同条第二項第一号に 第一項第二号に規定する前期高齢者に係る後期 る同年度における高齢者医療確保法第三十五条 「前期高齢者給付費額等」という。)の算定に係 (次項において「負担調整前確定前期高齢者納

る負担調整前確定前期高齢者納付金相当額が零対象保険者であって、平成二十一年度におけ 三十九条の規定の適用については、これらの規 付費額等の算定に係る算定省令第十二条及び第 を上回るものに係る同年度における調整対象給 定中「合計額」とあるのは、「合計額に三分の 一を乗じて得た額」とする。

額の算定については、適用しない。第二項第一号に規定する前期高齢者給付費見込 十三年度における高齢者医療確保法第三十四条 前二項の規定は、平成二十二年度及び平成二

## 省令第九二号) (平成二一年三月三一日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 省令第一三七号) (平成二一年八月二八日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 働省令第一六八号) (平成二一年一二月二八日厚生労 抄

第一項に規定第十三条に規定する平成二十二 法第三十八条平成二十二年国保法等改正法附則

年

交付金等の額の算定等に関する省令(次項及び

次条において「算定省令」という。) 附則第二

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 平成二十二年一月一日から

## 省令第七一号) (平成二二年五月一九日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三 付金の交付額の算定に関する省令第四条第一 条の規定による改正後の国民健康保険の調整交 第二条の規定は、平成二十二年度分の調整交付 金から適用する。 第六条第二号及び第七条第三項並びに附則 |に規定する概度の被用者保険等保険者に係る概

### 省令第八五号) 則 (平成二二年六月三〇日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から 施行する。

(平成二十四年度における改正後省令の規定の

第二条 平成二十四年度において、被用者保険等 和五十七年法律第八十号)附則第十三条の二に 保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす は、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる び第三十六条の規定を適用する場合において 読み替えられた改正後省令第二条、第十七条及 省令」という。) 附則第五条の二の規定により 金等の額の算定等に関する省令(以下「改正後 保に関する法律による保険者の前期高齢者交付 規定する被用者保険等保険者をいう。)につい る。 て、この省令による改正後の高齢者の医療の確

||条の二に規定|ための国民健康保険法等の一部を |高齢者交付金||第三十五号。以下「平成二十二年 法附則第十三医療保険制度の安定的運営を図る |する概算前期||改正する法律(平成二十二年法律 の被用者保険等保険者に係る概算 国保法等改正法」という。) 附則第 前期高齢者交付金 十一条に規定する平成二十二年度

|条の三に規定第十二条に規定する平成二十二年 |高齢者交付金 |定前期高齢者交付金 |法附則第十三||平成二十二年国保法等改正法附則 する確定前期度の被用者保険等保険者に係る確

||高齢者納付金||算前期高齢者納付金 |する概算前期|度の被用者保険等保険者に係る概

||条の三第一項第十五条に規定する平成二十二年||法附則第十四平成二十二年国保法等改正法附則 第一項に規定第十四条に規定する平成二十二年法第三十九条平成二十二年国保法等改正法附則 |高齢者納付金 |定前期高齢者納付金 する確定前期度の被用者保険等保険者に係る確

に規定する確度の被用者保険等保険者に係る確条の四第一項第十六条に規定する平成二十二年法附則第十四平成二十二年国保法等改正法附則 支援金 算後期高齢者算後期高齢者支援金

支援金 定後期高齢者定後期高齢者支援金

(経過措置)

第三条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞 第二十四条第一号及び第三号の率を公示するも のとする。

### 省令第一〇号) 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、 施行する。 この省令は、平成二十五年四月一日から施行 省令第四五号) (平成二五年三月二九日厚生労働 平成二十四年四月一日から

する。 省令第七五号) 則 (平成二五年五月三一日厚生労働

第一条 この省令は、公布の日から施行する。 省令の一部改正に伴う経過措置) 者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する (高齢者の医療の確保に関する法律による保険

第四条 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞 確保に関する法律による保険者の前期高齢者交 なく、平成二十五年度における高齢者の医療 一項第十三号の二に掲げる額を公示するものと 付金等の額の算定等に関する省令第四十七条第

2 る改正後の高齢者の医療の確保に関する法律に よる保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等 厚生労働大臣は、この省令の施行後遅滞 平成二十五年度における第四条の規定によ

同年度の十月から三月までの当該被用者保険等 算定する場合における前期高齢者給付費額は、 公示するものとする。 に関する省令附則第二十四条各号に掲げる率を

## 省令第一〇九号) (平成二七年五月二九日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。 令第二号) 則 (平成二八年一月五日厚生労働省

この省令は、平成二十八年四月一日から施行

#### (施行期日) 省令第五号) 則 (平成二八年一月一五日厚生労働 抄

第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から

施行する。ただし、次条の規定については、

公

布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の介護保険算 手続その他の行為は、この省令の施行前におい よる申請及び承認並びにこれらに関して必要な 及び第五条の二の十三第一項第二号イの規定に 五条の二の十第一項、第五条の二の十一第二項 の二の三第一項、第五条の二の七第二号イ、第 高齢者算定省令附則第五条の二第一項、第五条 五条第二項並びに第三条の規定による改正後の 保険算定省令附則第四条第一項第二号イ及び第 二項、第二条の規定による改正後のなお効介護 定省令附則第五条第一項第二号イ及び第六条第 ても行うことができる。

算定の特例) (平成二十八年度の前期高齢者給付費額に係る

第五条 改正前高齢者医療確保法(年金機能強化 法附則第五十一条の二に規定する改正前高齢者 者納付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を 係る確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢 の規定により同年度の各被用者保険等保険者に る改正後高齢者医療確保法をいう。以下同じ。) 額に相当する額とし、改正後高齢者医療確保法 者に係る前期高齢者給付費額に二を乗じて得た 度の四月から九月までの当該被用者保険等保険 する場合における前期高齢者給付費額は、同年 付金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定 確定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納 平成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る 医療確保法をいう。以下同じ。)の規定により (年金機能強化法附則第五十一条の二に規定す

> 保険者に係る前期高齢者給付費額に二を乗じて 得た額に相当する額とする。

数に係る算定の特例) (平成二十八年度の前期高齢者である加入者の

第六条 齢者交付金の額、確定前期高齢者納付金の額及 年度の各被用者保険等保険者に係る確定前期高 金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定す 成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確 の十月から三月までの当該被用者保険等保険者 おける前期高齢者である加入者の数は、同年度 び確定後期高齢者支援金の額を算定する場合に とし、改正後高齢者医療確保法の規定により同 険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数 る場合における前期高齢者である加入者の数 定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付 (平成二十八年度の加入者の数に係る算定の特 に係る前期高齢者である加入者の数とする。 同年度の四月から九月までの当該被用者保 改正前高齢者医療確保法の規定により平

第七条 る場合における加入者の数は、同年度の十月か 入者の数とし、改正後高齢者医療確保法の規定 ら九月までの当該被用者保険等保険者に係る加 成二十八年度の各被用者保険等保険者に係る確 ら三月までの当該被用者保険等保険者に係る加 金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定す 定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付 る場合における加入者の数は、同年度の四月か 金の額及び確定後期高齢者支援金の額を算定す 定前期高齢者交付金の額、確定前期高齢者納付 入者の数とする。 により同年度の各被用者保険等保険者に係る確 改正前高齢者医療確保法の規定により平

金の額に係る算定の特例) (平成二十八年度の前期高齢者関係事務費拠出

第八条 平成二十八年度の前期高齢者関係事務費 同条の規定により算定される額の十二分の六に 齢者算定省令第二十一条の規定にかかわらず、 拠出金の額は、第三条の規定による改正後の高 当する額との合計額とする。 より算定されることとなる額の十二分の六に相 る改正前の高齢者算定省令第二十一条の規定に 相当する額と同年度において第三条の規定によ

金の額に係る算定の特例) (平成二十八年度の後期高齢者関係事務費拠出

第九条 平成二十八年度の後期高齢者関係事務費

拠出金の額は、第三条の規定による改正後の高

規定により算定される額の十二分の六に相当す 齢者算定省令第四十一条において読み替えて準 | 第一項の規定により算定される確定前期高齢 ることとなる額の十二分の六に相当する額との えて準用する第二十一条の規定により算定され 前の高齢者算定省令第四十一条において読み替 ||確保法附則第十三条の七の規定により算定さ る額と同年度において第三条の規定による改正 合計額とする。 だする第二十一条の規定にかかわらず、同条の

(平成二十八年度の病床転換助成関係事務費拠

||る法第三十八条第一項及び改正後高齢者医療

|年金機能強化法附則第五十一条の四に規定す

|確保法附則第十三条の八第一項の規定により

||算定される概算前期高齢者納付金の額の十.

分の六に相当する額

||れることとなる確定前期高齢者交付金の額の

||る平成二十八年度において改正前高齢者医療

||年金機能強化法附則第五十一条の三に規定す

||者交付金の額の十二分の六に相当する額

||十二分の六に相当する額

第十条 平成二十八年度の病床転換助成関係事務 改正前の高齢者算定省令附則第十九条において ||れらの規定により算定されることとなる概算 条の規定により算定される額の十二分の六に相 ||項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条 定されることとなる額の十二分の六に相当する 読み替えて準用する第二十一条の規定により算||前期高齢者納付金の額の十二分の六に相当す 当する額と同年度において第三条の規定による て準用する第二十一条の規定にかかわらず、同||る平成二十八年度において法第三十八条第 高齢者算定省令附則第十九条において読み替え||年金機能強化法附則第五十一条の四に規定 費拠出金の額は、第三条の規定による改正後の 額との合計額とする。 出金の額に係る算定の特例) る額

の八第一項の規定を適用するとしたならばこ

(端数処理)

第十一条 平成二十八年度において、被用者保険 算定する場合において、その額に端数があると||分の六に相当する額 等保険者について、次の表の上欄に掲げる額を るものとする。 きは、同表の下欄に掲げるところにより計算す

|者交付金の額の十二分の六に相当する額 第一項の規定により算定される概算前期高齢未 る改正後高齢者医療確保法附則第十三条の六円 年金機能強化法附則第五十一条の二に規定す

|確保法附則第十三条の九第一項の規定により ||算定される確定前期高齢者納付金の額の十| る法第三十九条第一項及び改正後高齢者医療 |年金機能強化法附則第五十一条の五に規定す

||項及び改正前高齢者医療確保法附則第十三条 ||年金機能強化法附則第五十一条の五に規定す |る平成二十八年度において法第三十九条第 |前期高齢者納付金の額の十二分の六に相当す |れらの規定により算定されることとなる確定 |の九第一項の規定を適用するとしたならばこ

る平成二十八年度において改正前高齢者医療 る改正後高齢者医療確保法附則第十四条の九 |年金機能強化法附則第五十一条の六に規定す |確保法附則第十四条の九第一項の規定により |年金機能強化法附則第五十一条の六に規定す |者支援金の額の十二分の六に相当する額 一項の規定により算定される概算後期高齢

||る平成二十八年度において改正前高齢者医療 |る改正後高齢者医療確保法附則第十四条の十 |年金機能強化法附則第五十一条の七に規定を |齢者支援金の額の十二分の六に相当する額 |年金機能強化法附則第五十一条の七に規定す 一項の規定により算定される確定前後期高

|算定されることとなる概算後期高齢者支援金

||る平成二十八年度において改正前高齢者医療 |確保法附則第十三条の六の規定により算定さ |年金機能強化法附則第五十一条の二に規定す の額の十二分の六に相当する額

||る改正後高齢者医療確保法附則第十三条の七 ||年金機能強化法附則第五十一条の三に規定す れることとなる概算前期高齢者交付金の額の

十二分の六に相当する額

の額の十二分の六に相当する額算定されることとなる確定後期高齢者支援金 確保法附則第十四条の十第一項の規定により

|定により算定される概算納付金の額の十二分 |年金機能強化法附則第五十二条の二に規定す る改正後介護保険法附則第十一条第一項の規 六に相当する額

|定により算定される確定納付金の額の十二分 る改正後介護保険法附則第十二条第一項の規 |年金機能強化法附則第五十二条の三に規定す |被用者保険等保険者に適用するとしたならば |改正後介護保険法第百五十二条の規定を当該 |附則第十一条の規定の適用がないものとして の六に相当する額 る概算納付金の額の十二分の六に相当する額 る平成二十八年度において改正後介護保険法 、条第一項の規定により算定されることとなる。 ・金機能強化法附則第五十二条の二に規定す

|被用者保険等保険者に適用するとしたならば |改正後介護保険法第百五十三条の規定を当該 |年金機能強化法附則第五十二条の三に規定す |の規定により算定される概算納付金の額の十 |正後平成十八年介護保険法附則第九条第一項 |同条第一項の規定により算定されることとな |附則第十二条の規定の適用がないものとして |る平成二十八年度において改正後介護保険法 る確定納付金の額の十二分の六に相当する額 分の六に相当する額 ・金機能強化法附則第五十四条に規定する改

|年金機能強化法附則第五十四条に規定する平 |条の規定を当該被用者保険等保険者に適用す 保険法附則第九条の規定の適用がないものと |成二十八年度において改正後平成十八年介護 されることとなる概算納付金の額の十二分の るとしたならば同条第一項の規定により算定 して改正後平成十八年介護保険法第百五十 六に相当する額

保険法附則第十条の規定の適用がないものと 成二十八年度において改正後平成十八年介護 |年金機能強化法附則第五十五条に規定する平 |年金機能強化法附則第五十五条に規定する改 |正後平成十八年介護保険法附則第十条第一項 して改正後平成十八年介護保険法第百五十三 の規定により算定される確定納付金の額の十 分の六に相当する額

> るとしたならば同条第一項の規定により算定 されることとなる確定納付金の額の十二分の 六に相当する額

## 省令第六四号) 則 (平成二八年三月三一日厚生労働

この省令は、公布の日から施行する。

### 働省令第一七七号) 則 (平成二八年一二月二〇日厚生労

この省令は、平成二十九年四月一日から施行

#### 省令第四〇号) 附 則 (平成二九年三月三一日厚生労働

この省令は、平成二十九年四月一日から施行

#### 附 省令第五三号) 則 (平成二九年三月三一日厚生労働

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日 施行する。

者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する 省令の一部改正に伴う経過措置) (高齢者の医療の確保に関する法律による保険

2

第四条 平成二十七年度の保険者に係る確定前期 従前の例による。 高齢者交付金及び確定前期高齢者納付金並びに 確定後期高齢者支援金の算定については、 なお

## 令第一二号) (平成三〇年二月五日厚生労働省

この省令は、平成三十年四月一日から施行す から施行する。 。ただし、第三十三条の改正規定は、 公布の

月

#### 附則 省令第二四号) (平成三〇年三月一六日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。

#### 省令第三〇号) 附 則 (平成三〇年三月二二日厚生労働 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施 行する。

## 令第一〇号) (平成三一年二月八日厚生労働省

この省令は、平成三十一年四月一日から施行 3

附 省令第三九号) 則 (平成三一年三月二七日厚生労働

二項及び第三項の規定は、

令和五年度に係る前

付金等の額の算定等に関する省令第三十四条第

確保に関する法律による保険者の前期高齢者交

|条の規定を当該被用者保険等保険者に適用す

この省令は、平成三十一年四月一日から施行

## 省令第七一号) (平成三一年四月二四日厚生労働

この省令は、平成三十二年四月一日から施

### 令第七三号) 則 (令和三年三月三一日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。 則 (令和三年七月一二日厚生労働省

この省令は、公布の日から施行する。 令第一二一号) 則 (令和四年一月四日厚生労働省令

この省令は、 第一号) 令和四年十月一日から施行す

## 第七六号) 則 (令和四年四月一日厚生労働省令

(施行期日)

(経過措置) この省令は、 公布の日から施行する。

1

による。 等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項 に関する法律による保険者の前期高齢者交付金 この省令による改正後の高齢者の医療の確保 実施状況に係る報告については、 令和二年度以前に実施された特定健康診査等の 同じ。)の実施状況に係る報告について適用し、 第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下 康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律 の規定は、令和三年度以降に実施される特定健 (昭和五十七年法律第八十号) 第十八条第二項 なお従前の例

## 第七七号) (令和四年四月一日厚生労働省令

この省令は、 令和五年四月一日 から施行す

## 第九三号) 則 (令和五年七月四日厚生労働省令

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

1 者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する 省令の一部改正に伴う経過措置) (高齢者の医療の確保に関する法律による保険 第二条の規定による改正後の高齢者の医療の

> 特別高額医療費共同事業交付金から適用する。 期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担 金の算定等に関する政令第二十一条に規定する

## 令第四号) 則 (令和六年一月一七日厚生労働省

(施行期日)

第一条 この省令は、 する。 令和六年四月一日から施行

## 令第五号) 附 (令和六年一月一七日厚生労働省

この省令は、 令和六年四月 日 から施 行す

る。